

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年4月1日  
(第153期) 至 平成29年12月31日

株式会社荏原製作所

(E01542)

第153期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社荏原製作所

# 目 次

	頁
第153期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【株価の推移】	49
5 【役員の状況】	50
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5 【経理の状況】	75
1 【連結財務諸表等】	76
2 【財務諸表等】	127
第6 【提出会社の株式事務の概要】	139
第7 【提出会社の参考情報】	140
1 【提出会社の親会社等の情報】	140
2 【その他の参考情報】	140
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	141
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年3月29日

**【事業年度】** 第153期（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

**【会社名】** 株式会社荏原製作所

**【英訳名】** EBARA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 前田 東一

**【本店の所在の場所】** 東京都大田区羽田旭町11番1号

**【電話番号】** 03(3743)6111

**【事務連絡者氏名】** 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦

**【最寄りの連絡場所】** 東京都大田区羽田旭町11番1号

**【電話番号】** 03(3743)6111

**【事務連絡者氏名】** 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦

**【縦覧に供する場所】** 株式会社荏原製作所大阪支社  
（大阪市北区堂島一丁目6番20号）  
株式会社荏原製作所中部支社  
（名古屋市西区菊井二丁目22番7号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成29年 12月
売上高 (百万円)	426,302	448,657	482,699	486,235	476,104	381,993
経常利益 (百万円)	25,663	31,311	36,258	36,471	28,464	16,529
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	15,303	18,973	23,580	17,254	20,587	9,531
包括利益 (百万円)	26,200	33,416	36,600	9,794	17,429	13,473
純資産額 (百万円)	191,788	215,048	247,553	250,444	277,509	284,788
総資産額 (百万円)	504,576	530,211	570,392	579,860	588,457	612,919
1株当たり純資産額 (円)	402.41	448.05	514.38	2,590.82	2,672.19	2,735.94
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.93	40.86	50.77	185.58	213.71	93.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	33.69	36.44	46.41	169.42	201.53	93.32
自己資本比率 (%)	37.0	39.2	41.9	41.6	46.1	45.3
自己資本利益率 (%)	9.1	9.6	10.5	7.2	8.0	3.5
株価収益率 (倍)	10.9	15.8	10.0	12.7	17.0	45.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	34,014	26,615	11,296	21,528	33,816	44,157
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△33,130	3,540	△15,894	△14,344	△18,563	△7,906
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,265	△25,336	△7,044	△9,655	△15,102	11,296
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	93,792	102,341	95,604	91,185	90,683	139,102
従業員数 (名)	15,170	15,168	16,030	16,270	16,317	16,219

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しています。

3 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

4 第152期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第151期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっています。

5 平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第153期は平成29年4月1日から平成29年12月31日の9か月間となっています。第153期においては、当社及び3月決算であった連結子会社は4月1日から12月31日までの9か月間、12月決算である連結子会社は1月1日から12月31日までの12か月間をそれぞれ連結対象期間としています。また、第153期の自己資本利益率及び株価収益率は9か月決算に基づいて算出しています。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成29年 12月
売上高 (百万円)	176,849	184,195	190,851	210,948	223,366	153,107
経常利益 (百万円)	3,996	5,128	12,877	25,293	25,502	11,631
当期純利益 (百万円)	4,665	5,279	13,839	20,277	24,371	13,664
資本金 (百万円)	68,613	68,625	68,697	68,760	78,764	78,815
発行済株式総数 (千株)	465,118	465,187	465,644	466,044	101,736	101,783
純資産額 (百万円)	184,968	188,869	201,011	212,426	251,600	258,886
総資産額 (百万円)	406,348	401,260	411,784	429,910	458,144	475,975
1株当たり純資産額 (円)	397.10	404.99	430.94	2,273.25	2,464.24	2,536.78
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (2.50)	7.50 (2.50)	12.00 (3.75)	12.00 (6.00)	36.00 (6.00)	45.00 (30.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.95	11.37	29.79	218.10	252.98	134.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	10.51	10.25	27.24	199.11	238.57	133.78
自己資本比率 (%)	45.4	46.9	48.6	49.2	54.6	54.1
自己資本利益率 (%)	2.7	2.8	7.1	9.8	10.6	5.4
株価収益率 (倍)	35.7	56.9	17.0	10.8	14.4	31.9
配当性向 (%)	45.6	66.0	40.3	27.5	23.7	33.4
従業員数 (名)	4,109	4,016	3,999	4,022	4,014	3,898

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しています。

3 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

4 第152期の1株当たり配当額36.00円は、中間配当額6.00円と期末配当額30.00円の合計となります。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施していますので、中間配当額6.00円は株式併合前の金額、期末配当額30.00円は株式併合後の金額となります。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は30.00円となるため、期末配当額30.00円を加えた年間配当額は1株当たり60.00円となります。

5 平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第153期は平成29年4月1日から平成29年12月31日の9か月間となっています。また、第153期の自己資本利益率及び株価収益率は9か月決算に基づいて算出しています。

## 2 【沿革】

年月	沿革
大正元年11月	東京帝国大学井口在屋博士を主幹、島山一清が所長となり、みのくち式機械事務所を創立〔創業〕。
大正9年5月	荏原製作所を設立。工場を東京府荏原郡品川町に設け、みのくち式機械事務所の事業を継承し、渦巻ポンプ等の製造を開始。
昭和13年4月	東京市蒲田區羽田に羽田工場を建設し、品川より本社及び工場を移転。
昭和16年12月	川崎工場を新設。
昭和20年4月	戦災により羽田工場は、ポンプ試験場、製缶工場及び本館を除き使用不能と化したため、川崎工場に生産を移管。
昭和30年1月	生産の主力を羽田工場に復帰。
昭和31年1月	水処理装置の製造及び販売を目的として、荏原インフィルコ株式会社を設立。
昭和39年4月	戦後初の海外事務所をタイ・バンコクに開設。
昭和39年6月	製品のアフターサービスを目的として、荏原サービス株式会社を設立。
昭和40年5月	藤沢工場を新設。日本で初めて標準ポンプ量産体制を確立。また冷凍機生産を羽田工場より移管。
昭和50年1月	戦後初の海外生産拠点としてブラジルに Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. を設立。
昭和50年11月	袖ヶ浦工場を新設し、主としてコンプレッサ及びタービンの製造を開始。
昭和54年12月	東南アジアにおける標準ポンプの生産拠点として、インドネシアにPT. Ebara Indonesiaを設立。
昭和56年1月	北米のポンプ事業拠点として、米国にEbara International Corporationを設立。
昭和61年1月	川崎工場を藤沢工場に統合し、生産体制の再編成を実施。
昭和62年7月	藤沢工場内に精密機械工場を建設し、半導体産業向け真空機器の生産を開始。
平成元年1月	ステンレスプレス製標準ポンプの生産拠点として、イタリアにEbara Italia S.p.A.（現 Ebara Pumps Europe S.p.A.）を設立。
平成4年8月	各種ボイラ等製缶品の生産拠点として、中国に青島荏原環境設備有限公司を設立。
平成6年10月	荏原インフィルコ株式会社を吸収合併。
平成12年4月	汎用風水力機械の営業部門を分離の上、荏原サービス株式会社に統合し、荏原テクノサーブ株式会社として営業開始。
平成12年4月	コンプレッサ・タービン事業大手のElliott Company（米国）を完全子会社化。
平成13年6月	CMP装置等の生産拠点として設立した株式会社荏原九州（熊本県）が操業を開始。
平成14年4月	コンプレッサ・タービン事業を分社化、株式会社荏原エリオット（千葉県）を設立。
平成14年9月	冷熱機械事業を分社化、荏原冷熱システム株式会社を設立。
平成15年5月	中国におけるAPIポンプの生産販売拠点として、嘉利特荏原ポンプ業有限公司を設立。
平成17年4月	カンパニー制を導入。本社機能を担うコーポレートと、風水力機械、環境事業、精密・電子事業の3カンパニー体制とする。
平成17年8月	中国における大型・高圧ポンプの生産販売拠点として、荏原博ポンプポンプ業有限公司（現 荏原機械シ博有限公司）を設立。
平成18年5月	中国における標準ポンプの生産・販売・サービス拠点として、荏原機械（中国）有限公司を発足。
平成21年4月	グループ内の水処理事業を荏原エンジニアリングサービス株式会社へ統合。
平成21年10月	グループ内の廃棄物処理事業を荏原環境プラント株式会社へ統合。
平成22年1月	富津工場を新設し、羽田工場の機能を移転。
平成22年3月	荏原エンジニアリングサービス株式会社（現 水ing株式会社）を、三菱商事株式会社、日揮株式会社との三社提携による総合水事業会社とする。
平成22年10月	株式会社荏原九州を吸収合併。
平成24年4月	ポンプ事業のグループ内再編として、荏原テクノサーブ株式会社、株式会社荏原由倉ハイドロテック及び株式会社荏原環境テクノ北海道の三社を吸収合併。
平成26年3月	中東におけるポンプの販売・サービス拠点として、アラブ首長国連邦にEbara Pumps Middle East FZE を設立。
平成27年6月	指名委員会等設置会社へ移行。
平成27年8月	インドネシアの回転機械のメンテナンス会社 PT. Turbindo Chikara Surya（現 PT. Ebara Turbomachinery Services Indonesia）を買収。
平成27年12月	ブラジルのポンプメーカー Thebe Bombas Hidráulicas S.A. を買収。
平成28年11月	熊本事業所内に半導体製造装置の生産工場及びドライ真空ポンプのサービス工場を増設竣工。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社89社（うち連結子会社 57社）及び関連会社8社より構成されており、当社を中心として風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業、その他の各分野にわたり製造、販売、工事、保守、サービス等を行っています。

主な事業内容と当社、主要な連結子会社及び関連会社（持分法適用会社）の機能及び分担は、以下のとおりです。なお、この事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメント区分と同一です。

事業区分	主な事業内容	機能・分担	当社、主要な連結子会社及び関連会社 (持分法適用会社)
風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機	製造及び販売	当社 ㈱荏原エリオット 荏原冷熱システム㈱ ㈱荏原電産 ㈱荏原風力機械 Ebara International Corporation Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. Thebe Bombas Hidráulicas S.A. 荏原機械シ博有限公司 荏原機械（中国）有限公司 嘉利特荏原ポンプ業有限公司（注）1 Ebara Pumps Europe S.p.A. Elliott Company 荏原冷熱システム（中国）有限公司
		エンジニアリング、工事、運転及び保守	当社
		販売及び保守	荏原パイロン・ジャクソン㈱ Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd. Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.
		材料供給等	㈱荏原金属
環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント	エンジニアリング及び工事	荏原環境プラント㈱ 青島荏原環境設備有限公司 水ing㈱（注）2
		運転及び保守	荏原環境プラント㈱ 水ing㈱（注）2
		薬品製造及び販売	水ing㈱（注）2
精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置	製造及び販売	当社
		販売及び保守	㈱荏原フィールドテック Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd. Ebara Technologies Inc. Ebara Precision Machinery Korea Inc. 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH
その他	—	ビジネスサポートサービス等	㈱荏原エージェンシー

（注）1 ポンプの中国語表記は石の下に水です。

2 持分法適用の関連会社です。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱荏原金属	千葉県袖ヶ浦市	200	風水力事業	100.0	・当社が鋳鋼品を購入 ・当社が工場を賃貸 ・当社が資金を貸与
荏原パイロン・ジャクソン ㈱	東京都大田区	75	風水力事業	95.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプ部品を販売 ・当社が資金を借入
㈱荏原エリオット	千葉県袖ヶ浦市	450	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
エリオットグループホール ディングス㈱	千葉県袖ヶ浦市	450	風水力事業	100.0	・役員3名兼任 ・当社が資金を借入
荏原冷熱システム㈱	東京都大田区	450	風水力事業	100.0	・役員2名兼任 ・当社が冷凍機、冷却塔及び関連機器を購入 ・当社が土地及び工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
㈱荏原電産	東京都大田区	450	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が電気機械器具を購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を貸与 ・当社が債務を保証
㈱荏原風力機械	三重県鈴鹿市	445	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が送風機及び関連機器を購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
㈱イースクエア	千葉県袖ヶ浦市	490	風水力事業	65.0	・当社が土地を賃貸 ・当社が資金を借入
荏原環境プラント㈱ (注) 4	東京都大田区	5,812	環境プラント事 業	100.0	・役員2名兼任 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入
中部リサイクル㈱	愛知県名古屋	100	環境プラント事 業	55.0 (55.0)	・当社が資金を借入
㈱荏原フィールドテック	東京都大田区	475	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入
㈱荏原エージェンシー	東京都大田区	80	その他	100.0	・役員1名兼任 ・当社がビジネスサポート業務等を委託 ・当社が建物を賃貸 ・当社が土地及び建物を賃借 ・当社が資金を貸与
㈱荏原湘南スポーツ センター	東京都大田区	80	その他	96.3	・当社がテニスクラブ法人会員として加入 ・当社が施設を賃貸 ・当社が資金を貸与
荏原マイスター㈱	東京都大田区	50	その他	100.0	・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入
Ebara International Corporation	米国 ネバダ州	千米ドル 35,250	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売
Hood-EIC, LLC	米国 ネバダ州	千米ドル 1	風水力事業	100.0 (100.0)	
Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.	ブラジル サンパウロ州	千ブラジル レアル 99,103	風水力事業	100.0 (0.01)	・当社が資金を貸与
Thebe Bombas Hidráulicas S. A.	ブラジル サンパウロ州	千ブラジル レアル 13,999	風水力事業	100.0 (99.9)	
荏原機械シ博有限公司	中国 山東省	千米ドル 41,000	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社が資金を貸与 ・当社が債務を保証
荏原機械(中国)有限公司	中国 北京市	千米ドル 61,938	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が資金を貸与 ・当社が債務を保証

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
嘉利特荏原ポンプ業有限公司 (ポンプの中国語表記は 石の下に水です)	中国 浙江省	千米ドル 11,000	風水力事業	51.0	・役員1名兼任
Ebara Pumps Philippines, Inc.	フィリピン ラグナ州	千ペソ 328,000	風水力事業	100.0	・当社がステンレス鋳造品を購入
PT. Ebara Indonesia	インドネシア 西ジャワ州デポック	千米ドル 7,330	風水力事業	69.3	・当社がポンプ・部品を購入
Ebara (Thailand) Limited	タイ バンコク都	千タイバー ツ 65,000	風水力事業	100.0 (4.9)	・当社がポンプを販売
Ebara Pumps Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア セランゴール州	千マレーシ アリンギッ ト 1,000	風水力事業	70.0	・当社がポンプを販売 ・当社が資金を貸与
台湾荏原電産股份有限公司	台湾 中壢市	千台湾ドル 70,000	風水力事業	51.0	・当社が水中モータ・ポンプを購入
荏原機電(昆山)有限公司	中国 江蘇省	千中国元 28,969	風水力事業	100.0 (100.0)	
Ebara Densan (Taiwan) Samoa Mfg. Co., Ltd.	サモア独立国 アピア	千米ドル 2,616	風水力事業	100.0 (100.0)	
Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 6,625	風水力事業、 精密・電子事業	100.0	・当社がポンプを販売 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara Pumps Europe S.p.A. (注)3	イタリア トレント県	千ユーロ 22,400	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを購入
Ebara Pompy Polska Sp. z o.o.	ポーランド ワルシャワ市	千ユーロ 229	風水力事業	100.0 (100.0)	
EBARA Pumps RUS Limited Liability Company	ロシア連邦 モスクワ市	千ルーブル 20,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
EBARA PUMPS SOUTH AFRICA (PTY) LTD	南アフリカ共和国 ヨハネスブルグ	千南アフリ カランド 87,012	風水力事業	100.0 (100.0)	
Sumoto S.r.l.	イタリア ヴィチエンツァ県	千ユーロ 5,075	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が水中モータを購入 ・当社が資金を貸与
Ebara Espana Bombas S.A.	スペイン マドリード州	千ユーロ 1,839	風水力事業	98.4	・当社が資金を貸与
Elliott Company	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 1	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員3名兼任 ・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が債務を保証
Elliott Overseas Corporation	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 365	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Turbomachinery Canada, Inc.	カナダ オンタリオ州	カナダドル 10	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Turbomachinery S.A. de C.V.	メキシコ メキシコ市	千メキシコ ペソ 100	風水力事業	96.0 (96.0)	
Elliott Turbocharger Guatemala, S.A.	グアテマラ グアテマラ市	グアテマラ ケツァル 5,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Turbomachinery Limited	英国 ハンブシャー州	英国ポンド 100	風水力事業	99.0 (99.0)	・当社が債務を保証
Elliott Turbomachinery S.A.	スイス シュヴィーツ州	千スイス フラン 120	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Middle East Maintenance W.L.L.	バーレーン ムハラク	千バーレー ン ディナール 20	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Servicos para Equipamentos Rotativos Ltda.	ブラジル サンパウロ州	千ブラジル レアル 1,500	風水力事業	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ELLIOTT GAS Services Saudi Arabia Ltd.	サウジアラビア ジュベール州	千サウジア ラビアア ル 500	風水力事業	55.0 (55.0)	
挨理奥特机械設備維修服務 (天津) 有限責任公司	中国 天津經濟技術開發 地区	千米ドル 560	風水力事業	100.0 (100.0)	
台湾荏原艾利特機械股份有 限公司	台湾 台中市	千台湾ドル 100,000	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 340	風水力事業	100.0 (100.0)	
Elliott Ebara Turbomachinery India Pvt. Ltd.	インド カルナータカ州	千インドル ビー 977	風水力事業	100.0 (100.0)	
荏原冷熱システム(中国) 有限公司	中国 山東省	1,888	風水力事業	100.0 (40.0)	・役員2名兼任
青島荏原環境設備有限公司	中国 山東省	3,150	環境プラント事 業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社が製品を購入
Ebara Technologies Inc.	米国 カリフォルニア州	千米ドル 44,560	精密・電子事業	100.0 (100.0)	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス ・当社が資金を借入
上海荏原精密機械有限公司	中国 上海市	495	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Inc.	韓国 平沢市	百万ウォン 5,410	精密・電子事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス、コンポー ネント機器の製造
台湾荏原精密股份有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 330,000	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス、コンポー ネント機器の製造
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州	千ユーロ 11,145	精密・電子事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara America Corporation (注)3	米国 カリフォルニア州	千米ドル 61,060	その他	100.0	・役員1名兼任
(持分法適用の関連会社) 水 i n g ㈱	東京都港区	5,500	環境プラント事 業	33.3	・役員1名兼任 ・当社が土地及び建物を賃貸

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。  
2 議決権の所有割合における( )内は、内数で間接所有割合です。  
3 特定子会社は、Ebara Pumps Europe S.p.A. 及びEbara America Corporationです。  
4 荏原環境プラント㈱は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超えています。その主要な損益情報等は、以下のとおりです。
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 売上高(内部取引高含む) | 41,398百万円 |
| 経常利益         | 3,317百万円  |
| 当期純利益        | 2,270百万円  |
| 純資産額         | 17,402百万円 |
| 総資産額         | 38,095百万円 |

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
報告セグメント	
風水力事業	10,797
環境プラント事業	2,622
精密・電子事業	2,067
報告セグメント計	15,486
その他・共通部門	733
合計	16,219

(注) 従業員数は就業人員数です。

### (2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,898	43.5	17.2	7,240,470

セグメントの名称	従業員数(名)
報告セグメント	
風水力事業	2,529
環境プラント事業	1
精密・電子事業	821
報告セグメント計	3,351
その他・共通部門	547
合計	3,898

(注) 1 従業員数は就業人員数です。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

3 当事業年度は、決算期変更により9か月決算となっておりますが、平均年間給与については、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの12か月間の金額を記載しています。

### (3) 労働組合の状況

提出会社及び国内連結子会社には以下の労働組合があり、会社との間に特記すべき事項はありません。

会社名	労働組合名	所属従業員数(名)	所属団体
㈱荏原製作所	荏原合同労働組合	2,057	無所属
㈱荏原エリオット	荏原合同労働組合	216	無所属
㈱荏原風力機械	荏原風力機械労働組合	210	産業別労働組合JAM
㈱荏原フィールドテック	荏原フィールドテック労働組合	77	無所属

(注) 上記のほか、海外連結子会社従業員の中には、産業別等外部労働組合に直接加入している者がいますが、会社との間に特筆すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社は、事業のグローバル化が進展する中、業績等経営情報の開示のさらなる適時・適正化を図るため、当連結会計年度より当社及び従来3月決算であった連結子会社の決算日を3月31日から12月31日に変更し、当社と連結子会社の決算日を12月31日に統一しました。この変更に伴い、当連結会計年度においては、当社及び3月決算であった連結子会社は4月1日から12月31日までの9か月間、12月決算である連結子会社は1月1日から12月31日までの12か月間をそれぞれ連結対象期間としています。

以下、増減については「前年度同一期間」との比較で記載しています。（前年度同一期間とは、3月決算であった会社は平成28年4月1日から12月31日までを指し、12月決算会社である会社は平成28年1月1日から12月31日までを指します。）

(単位：百万円)

	前年度同一期間	当連結会計年度	増減額	増減率 (%)
受注高	385,443	413,569	28,125	7.3
売上高	350,288	381,993	31,704	9.1
営業利益	11,462	18,115	6,653	58.0
売上高営業利益率 (%)	3.3	4.7	—	—
経常利益	9,512	16,529	7,017	73.8
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,334	9,531	2,196	29.9
1株当たり当期純利益 (円)	77.54	93.84	16.30	—

当連結会計年度における事業環境は、好調が持続する米国に加えて、アジアでも景気が回復しつつあります。日本国内でも公共投資が堅調に推移し、民間設備投資も持ち直しており、全体として市況は緩やかに回復しました。

この結果、当連結会計年度の受注高は、風水力事業と精密・電子事業の増加により、全体としては前年度同一期間を上回りました。売上高、営業利益は、精密・電子事業の増加により前年度同一期間を上回りました。

なお、第1四半期連結会計期間より、従来「エンジニアリング事業」としていた報告セグメントの名称を「環境プラント事業」に変更しています。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

当連結会計年度における売上高は3,819億93百万円（前年度同一期間比9.1%増）、営業利益は181億15百万円（前年度同一期間比58.0%増）、経常利益は165億29百万円（前年度同一期間比73.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は95億31百万円（前年度同一期間比29.9%増）となりました。

#### (2) セグメント別の状況

(単位：百万円)

セグメント	受注高			売上高			セグメント損益		
	前年度 同一期間	当連結 会計年度	増減率 (%)	前年度 同一期間	当連結 会計年度	増減率 (%)	前年度 同一期間	当連結 会計年度	増減率 (%)
風水力	231,559	251,985	8.8	213,874	225,795	5.6	△3,406	1,262	—
環境 プラント	50,984	51,513	1.0	45,707	47,616	4.2	3,958	3,148	△20.4
精密・電子	101,664	108,858	7.1	89,473	107,368	20.0	10,361	13,667	31.9
報告セグメ ント計	384,208	412,358	7.3	349,056	380,780	9.1	10,913	18,078	65.7
その他	1,234	1,210	△1.9	1,232	1,212	△1.7	536	37	△93.1
調整額	—	—	—	—	—	—	11	△0	—
合計	385,443	413,569	7.3	350,288	381,993	9.1	11,462	18,115	58.0

《セグメント別の事業環境と事業概況》

セグメント		平成29年12月期の事業環境	平成29年12月期の事業概況と受注高の増減率 (注) 1
風水力	ポンプ	<海外> ・石油・ガス市場は引き続き低調 ・水インフラ、電力市場は前年並みで推移  <国内> ・建築着工棟数は前年並みで推移 ・社会インフラの更新・補修に対する投資は、前年を若干下回る	<海外> ・石油・ガス関連の受注は低調 ・水インフラの受注は前年度同一期間を上回る ・電力関連の受注は低調  <国内> ・建築設備向けの受注は前年度同一期間に比べ増加 ・公共向けの受注は前年度同一期間を若干上回る
	コンプレッサ・タービン	・新規製品への投資は緩やかに回復しているものの、市場は依然として低調で価格を含めた厳しい競争が継続  ・韓国及び中国を中心にエチレンや石油精製の分野で動きがあり、北米でも案件が発注された  ・サービスでは前年度までのメンテナンス先送りの影響により、故障によるプラント停止対応が増加、また改造案件の発注延期傾向に歯止めがかかった	・新規製品の受注は引き続き低調  ・アジアや中東の石油化学・石油精製プラント向けなどの案件を受注  ・サービス関連の受注はアジアを中心に復調
	冷熱	・国内・中国ともに市況は例年並み	・国内の受注は堅調 ・中国の受注は前年度同一期間並み
環境プラント (注) 2	・公共向け廃棄物処理施設のEPCの発注量は前年並み  ・既存施設のO&Mの発注量は例年どおり推移  ・民間企業でのバイオマス等を用いた発電施設の建設需要は継続	・DBO案件及び長期包括案件の受注が堅調  <大型案件の受注状況> ・公共向け廃棄物処理施設のDBO案件 (4-6月：1件)  ・公共向け廃棄物処理施設の長期包括案件 (7-9月：1件、10-12月：1件)	
精密・電子	・半導体関連の設備投資額は依然として高水準が続く  ・メモリ関連の設備投資が活況	・メモリ、ロジックともに好調であり、特にアジアの設備投資が活発	

(注) 1. 矢印は受注高の前期比の増減率を示しています。

+5%以上の場合は 、△5%以下の場合は 、±5%の範囲内の場合は  で表しています。

2. EPC (Engineering, Procurement, Construction) …プラントの設計・調達・建設  
 O&M (Operation & Maintenance) ……プラントの運転管理・メンテナンス  
 DBO (Design, Build, Operate) ……プラントの設計・調達・建設に加え、建設後の運転管理・メンテナンスを一定期間請け負う。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月決算となります。このため、前年度比については記載していません。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に売上債権の回収が進んだ結果、441億57百万円の収入超過となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出123億80百万円、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入55億43百万円などにより、79億6百万円の支出超過となりました。

営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、362億50百万円の収入超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入100億円、短期借入金及び長期借入金が純額で80億31百万円増加したことや、配当金を60億93百万円支払ったことなどにより、112億96百万円の収入超過となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前年度末から484億19百万円増加し、1,391億2百万円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当連結会計年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月決算となります。

下記の前年度同一期間比(%)は、前年度同一期間の実績と当期実績を比較した増減率です。前年度同一期間とは、3月決算であった会社は平成28年4月1日から12月31日までを指し、12月決算会社である会社は平成28年1月1日から12月31日までを指します。

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年度同一期間比(%)
報告セグメント		
風水力事業	223,609	△1.6
環境プラント事業	19,027	5.4
精密・電子事業	68,877	△1.4
報告セグメント計	311,514	△1.1
その他	—	—
合計	311,514	△1.1

### (2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年度同一期間比(%)	受注残高(百万円)	前期末比(%)
報告セグメント				
風水力事業	251,985	8.8	194,063	15.8
環境プラント事業	51,513	1.0	170,416	2.5
精密・電子事業	108,858	7.1	30,832	5.2
報告セグメント計	412,358	7.3	395,312	8.9
その他	1,210	△1.9	0	△65.0
合計	413,569	7.3	395,313	8.9

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年度同一期間比(%)
報告セグメント		
風水力事業	225,795	5.6
環境プラント事業	47,616	4.2
精密・電子事業	107,368	20.0
報告セグメント計	380,780	9.1
その他	1,212	△1.7
合計	381,993	9.1

(注) 上記(1)から(3)の金額は、いずれも販売価格によっており、消費税等は含まれていません。また、セグメント間取引消去後の金額です。



### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する」ことを企業理念としています。社会に安全・安心と快適さを届けるための製品を提供し、それが最も効率よく使われるためのサービスとサポートを提供し続けることによって、企業としての価値を向上させていきます。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標

＜中長期的な会社の経営戦略＞

当社グループでは、2017年度から2019年度を計画対象期間とする中期経営計画「E-Plan2019」を策定しました。特に風水力事業の収益性改善が不十分であったという前中期経営計画の総括を踏まえ、当該期間においては、E-Plan2019完了時に世界規模で事業展開し成長する産業機械メカへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践する期間と位置づけています。

E-Plan2019では、グループ基本方針として以下の5つを策定しました。

1. 当社グループの収益基盤を市況変動によらない強固なものとし、さらなる成長を図ります。
  - 1) グローバル市場において安定的な成長と収益が期待できる事業は、着実な成長と収益性改善を図ります。
  - 2) 市況変動の影響を大きく受ける事業は、市況の底においても安定して収益を計上できる事業構造に変革します。
2. 全自動化工場を核として生産プロセスと業務プロセスの刷新を図り、製品競争力強化と収益性改善を実現します。
  - 1) IoT、AI、ロボティクス技術の導入を拡大し、E-Plan2019期間中に、標準ポンプ事業と精密・電子事業において、生産効率を画期的に高め全自動化された生産工場を立ち上げ、さらには生産工場を核として販売、サプライチェーン、サービス&サポート(S&S)等の業務プロセスを革新します。
  - 2) 既存機種絞り込みを進めたうえで、設計・生産・サプライチェーンを根本から見直すことにより、製品リードタイム短縮と製造原価低減を実現します。
  - 3) 従来の業務プロセスを見直し、受注、生産、販売、S&Sが一体となった事業運営と業務システムの刷新を図ることにより、業務効率を大幅に改善し、固定費の圧縮を図ります。
  - 4) 新製品は、ターゲット市場を明確にしたうえで顧客ニーズを確実に反映し、革新した生産プロセスを活用して迅速に市場投入します。
3. 収益性の改善と安定化のためにS&S事業を拡大します。
  - 1) S&S事業の拡大のために、サービス拠点の拡充と拠点機能の強化を進めるとともに、IoT、AI等の新技術を取り入れた新サービスの開発と市場投入を行います。
  - 2) 特に市況変動の影響を大きく受ける事業においては、売上高・営業利益におけるS&S事業の比率を高めることにより、収益性の改善と安定化を図ります。
4. 安定した成長と収益が期待できる事業においては、海外市場シェア向上と製品ラインナップ拡充を目的として、市況変動の影響を大きく受ける事業においては、S&S事業の領域拡大を目的として、M&Aを有効な手段として活用します。
5. 各事業のグローバル展開を支えるため、コーポレートの戦略的機能を強化するとともに、全グループにおいて定常的な業務の集約・効率化を図ります。

<目標とする経営指標>

当計画では投下資本利益率（ROIC）、各事業における売上高営業利益率を経営指標としています。  
最終年度における目標値は以下のとおりです。

ROIC		8.0%以上
売上高営業利益率	グループ全体	9.0%以上
	風水力事業	8.5%以上
	ポンプ事業	8.0%以上
	コンプレッサ・タービン事業	11.0%以上
	冷熱事業	7.0%以上
	環境プラント事業	11.0%以上
	精密・電子事業	12.0%以上

(注) 1 ROIC = 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ {有利子負債（期首期末平均）+自己資本（期首期末平均）}  
2 5,000億円以上の売上高を前提とする

(3) 経営環境

中期経営計画E-Plan2019を策定する上で前提とした経営環境は以下のとおりです。

当社製品はいずれも世界各国のGDP 成長、経済発展による生活レベルの向上により需要が確実に拡大する製品です。従って、世界経済の影響により短期的には市場が変動する可能性はありますが、長期的には各事業において成長が望めると想定しています。

そのような中で、各事業の市場成長に一定のリスクを織り込み、売上規模拡大に依存しない計画を策定し実行します。

なお、当連結会計年度における経営環境については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」及び「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) セグメント別の状況」をご参照ください。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループは、平成31年度を目標年度とする3カ年の中期経営計画「E-Plan2019」に基づき、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践していきます。

また、当社グループはその実践に向け、人事制度、組織、働き方改革を含む企業風土改革を実行していきます。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

##### (1) 市場環境

当社グループが事業を展開している市場は競争が激しく、当社グループの製品及びサービスに対する価格低下の圧力が当社グループの業績を悪化させる可能性があります。また、風水力事業では主力のポンプ事業及びコンプレッサ・タービン事業において石油・ガス市場での石油・ガスの需要・供給バランスや価格の変動が同事業の収益性を悪化させる可能性があります。環境プラント事業では公共事業割合が高く公共事業費支出動向の影響を受けることがあり、精密・電子事業では半導体市場における顧客の設備投資の動向に大きく影響を受けることがあります。

##### (2) 追加コストの発生及び海外事業

当社グループは、国内外において機械・プラントの設計・製作、据付・施工等を行っていますが、これらの中には技術的難易度が高いものが含まれ、不適合や所定の能力への到達期間が長期化すること等により追加コストが発生する可能性があります。また、海外事業にはカントリーリスク等国内と異なる事業環境に伴うリスクがあり、海外グループ会社及びその従業員のコンプライアンスには困難が伴う場合があります。これらのリスクに対する管理は万全を期していますが、適切に対処できない場合には当社グループの業績や社会的信用等に影響を与える可能性があります。

##### (3) 事業再編等

当社グループは不断に経営基盤の強化に取り組んでおり、不採算事業からの撤退や関係会社の整理等の事業再編を行うことがあります。かかる事業再編が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (4) 為替リスク

海外における事業活動に係る外貨建取引及び外貨建資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されています。これらは換算時の為替レートの変動により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

##### (5) 金利変動及び資金調達に関するリスク

当社グループの有利子負債に係わる金利の変動が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループが借入契約の財務制限条項に抵触した場合は、金利の上昇を請求されたり期限の利益を喪失したりする可能性があり、当社の格下げや市場の混乱といった事態が生じた場合は、当社グループの借入コストや資金調達能力に影響を与える可能性があります。

##### (6) 災害や社会インフラの障害発生にかかる影響

当社グループの事業所が、大規模な台風、地震等の自然災害に見舞われた場合は操業に支障を来すことがあり、また、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には事業活動の停止や制約等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (7) 繰延税金資産

当社グループの繰延税金資産については、将来の課税所得見込額から回収可能性を判定し、回収が不確実と考えられる部分（回収懸念額）に対しては評価性引当額を計上しています。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積に影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、純損益額が変動する可能性があります。また、税制の改正等により純損益額が変動する可能性があります。

##### (8) 資材調達

当社グループは製造や建設等のために部品・資材・工事の調達を行っており、市況の変動による影響を受けます。素材価格又は工事費の高騰は当社グループの調達コストの増加につながり、業績に影響を与える可能性があります。

(9) 法的規制

当社グループは国内外で事業を展開しており、許認可、製造物責任、貿易、租税、競争、汚職、知的財産、環境、労務等に関する各国の法的規制を受けているため、当社グループがかかる法的規制に違反した場合、当社グループの業績及び社会的信用等に影響を与える可能性があります。また、法令の制定、改廃等により計画の前提条件が変更になる場合があります。それらの前提条件の変更が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 輸出債権回収リスク

当社グループは世界各国へ製品を輸出していますが、国際的な協調政策や地域政情変動等の政治要因により輸出債権の回収不能が見込まれる恐れがあります。回収不能が発生する場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 退職給付債務

退職給付制度に関する費用負担の変動（年金資産の時価や運用利回りの変動等）が、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の変動が、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 訴訟その他の紛争に関するリスク

当社グループの事業活動において、製造物責任、知的財産、環境保全、労務問題等に関し訴訟を提起されたり訴訟を提起する場合があります。また、当社グループの製品による知的財産権の侵害を理由に製品供給先から訴訟提起等をされる場合があります。これらの動向によっては当社グループの業績及び社会的信用等に影響を与える可能性があります。

(13) 旧本社・羽田工場跡地売却に関する係争について

旧本社・羽田工場の跡地については、ヤマト運輸株式会社との譲渡契約に従い明渡しは完了していますが、その後、同社の物流ターミナル建設工事に伴い石綿含有スレート片が発見され、同社より譲渡契約における債務不履行又は瑕疵担保責任を理由に85億5百万円及び遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起されています。当社は、当該スレート片は債務不履行又は瑕疵には該当しないとの見解であり、法律事務所からも当社の見解を支持する法的意見書を入手しています。当社は見解の正当性を主張・立証してまいりましたが、平成28年4月28日、東京地方裁判所より56億18百万円及び遅延損害金の支払いを命じる判決があり、当社は控訴しました。当社は判決に伴う訴訟損失引当金64億64百万円を計上済みですが、今後の事態の進展によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(14) 岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故について

平成27年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議していますが、今後の事態の進展によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

記載すべき重要な契約はありません。

(2) 技術供与契約

記載すべき重要な契約はありません。

(3) 業務提携契約

記載すべき重要な契約はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、①事業の根幹を支える共通基盤技術、その融合による製品コア技術の研究開発、②中長期的展望に基づいた技術シーズの探索と実用化、③現有技術の拡張展開、新技術の実用化・新製品応用のための研究開発、④既存製品の高付加価値化のための研究開発に区分されます。①と②は平成26年4月から活動を開始したコーポレート研究開発組織を中心に、カンパニーと密接に連携を取り、大学等の外部研究機関との共同研究も積極的に活用して進めました。さらに特徴のある技術を有する中小企業との連携を進展させ、研究開発に係わる試作機能を強化しました。また、③と④については個別の事業部門及びグループ各社が主体となって実施しました。これらのいずれにも区分されない新規領域推進のために運用を開始したEIX(Ebara Innovation for X)制度を活用し、プロセスイノベーション等への取り組みと成果の利用を加速し進めています。当連結会計年度の研究開発費は72億18百万円です。

セグメントごとの研究開発活動の状況は、以下のとおりです。

### (風水力事業)

風水力事業分野では、中長期的に成長の持続が期待される、水インフラ、エネルギー（電力、石油・ガス）、環境（省エネ）などのグローバル市場向け製品に関し、海外グループ会社との連携強化を含め、ラインナップ拡充や製品力強化に取り組み、市場投入を行いました。標準ポンプでは、省エネ・省資源・環境負荷低減を指向した製品群の開発を進めるとともに、顧客の利便性向上に向け近距離無線通信(NFC)を搭載した給水ユニット製品を市場投入しました。冷凍機分野においては、環境負荷低減化の要望の高まりに応えるために、従来のフロン冷媒に替わる、地球温暖化係数が小さい冷媒を用いた新製品の開発に取り組みました。基盤技術に関しては、「数値シミュレーションなどによる開発スループットの一層の向上とプロセスの標準化」、「実験基盤技術の拡充」、「製品性能や信頼性の向上に寄与する“制振・制御技術”、“材料技術”、“製品ライフサイクルを支えるIoT技術”の開発・応用」などについて継続して取り組みました。当連結会計年度の研究開発費は38億61百万円です。

### (環境プラント事業)

環境プラント事業分野では、廃棄物処理施設の建設工事(EPC)から施設運営・維持管理(O&M)までを長期的に一括して行うDBO事業、既存施設の延命化を提案する延命化事業、既存施設のO&Mを長期にわたり運営委託を受ける長期包括事業に取り組んでおり、これまで以上に提案力や、品質、コスト競争力強化が求められています。また、再生可能エネルギーの1つとしてバイオマス発電の需要が高まりを見せています。これらの状況を踏まえ、施設更新に伴う機能強化、ライフサイクルコスト低減を可能とする新技術・新製品開発、保守運営技術の改良開発、バイオマス発電における要素技術の開発に取り組むとともに、これらを支えるAIやIoT技術の活用を推進しています。当連結会計年度の研究開発費は3億48百万円です。

### (精密・電子事業)

精密・電子事業分野では、半導体デバイス製造プロセス用装置において、チップの微細化や3次元集積化だけでなく、昨今注目されている新しいパッケージング技術などの開発要求やIoT分野などの新しい市場を見据えた技術開発要求に対応できるよう、装置の改良・改善及び新機種の開発に取り組んでいます。コンポーネント製品においては、更なる省エネ化及び環境負荷低減に貢献できる製品の開発に取り組んでいます。また、顧客との共同開発・コンソーシアムへの参画、さらには各大学との共同研究などを通して、次世代半導体プロセス技術における研究も継続しています。当連結会計年度の研究開発費は30億8百万円です。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

### (1) 財政状態に関する分析

#### ① 資産

当連結会計年度末における資産総額は、前年度末に比べて現金及び預金が480億94百万円、原材料及び貯蔵品が53億11百万円、仕掛品が44億23百万円増加した一方、受取手形及び売掛金が335億76百万円減少したことなどにより、244億62百万円増加し、6,129億19百万円となりました。

#### ② 負債

当連結会計年度末における負債総額は、前年度末に比べて社債が100億円、短期借入金が76億80百万円増加したことなどにより、171億82百万円増加し、3,281億31百万円となりました。

#### ③ 純資産

当連結会計年度末における純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益を95億31百万円計上した一方、配当金を60億93百万円支払い、為替換算調整勘定が18億83百万円増加したことなどにより72億79百万円増加し、2,847億88百万円となりました。自己資本は2,779億55百万円で、自己資本比率は45.3%となりました。

### (2) 経営成績に関する分析

当連結会計年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月決算となります。

以下、増減については「前年度同一期間」との比較で記載しています。（前年度同一期間とは、3月決算であった会社は平成28年4月1日から12月31日までを指し、12月決算会社である会社は平成28年1月1日から12月31日までを指します。）

売上高は、主に精密・電子事業の増加により、前年度同一期間比で317億4百万円増加して3,819億93百万円となりました。

売上原価は2,852億61百万円、売上原価率は74.7%となり、売上総利益は967億32百万円となりました。販売費及び一般管理費は786億16百万円、営業利益は前年度同一期間比で66億53百万円増加して181億15百万円となりました。

営業外損益の純額は、支払利息11億36百万円を計上したこと等により、15億85百万円のマイナスとなりました。その結果、経常利益は前年度同一期間比で70億17百万円増加して165億29百万円となりました。

特別損益の純額は、固定資産売却益22億9百万円、投資有価証券売却益13億52百万円、減損損失9億52百万円を計上したこと等により、20億24百万円のプラスとなりました。その結果、税金等調整前当期純利益は、185億54百万円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額が82億32百万円になったほか、非支配株主に帰属する当期純利益は7億90百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度同一期間比で21億96百万円増加して95億31百万円となりました。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されています。連結財務諸表の作成にあたり、期末時点の状況をもとに、種々の見積りと仮定を行っていますが、それらは連結財務諸表、偶発債務に影響を及ぼします。連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる項目・事象は以下のとおりです。

#### ① 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

#### ② 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、主に数理計算で設定される退職給付債務の割引率、年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて計算しています。割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の安全性の高い長期債利回りを参考に決定し、また、年金資産の長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将来見通し等を基礎として設定しています。割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付費用に影響を与える可能性があります。

③ 完成工事補償引当金

完成工事高に対して将来予想される瑕疵担保費用を一定の比率で算定し、完成工事補償引当金として計上しています。

引当金の見積りにおいて想定していなかった完成工事の不具合による補償義務の発生や、引当の額を超えて補償費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。一方、実際の補償費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

④ 製品保証引当金

製品売上高に対して将来予想される瑕疵担保費用を一定の比率で算定し、製品保証引当金として計上しています。

引当金の見積りにおいて想定していなかった製品の不具合による保証義務の発生や、引当の額を超えて保証費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。一方、実際の保証費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

⑤ 工事損失引当金

工事契約について、未引渡工事のうち損失の発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることが出来る工事については、当該損失見込額を工事損失引当金として計上しています。

技術的難易度の高い長期請負工事や海外でのカントリー・リスク等のある工事等において、工事の進行に伴い見積りを超えた原価が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

① 資本の財源

財務基盤の強化については、収益力及び資産効率の向上によることを基本としています。当連結会計年度においては、営業活動によるキャッシュ・フローは441億57百万円の収入超過、投資活動によるキャッシュ・フローについては79億6百万円の支出超過となり、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、362億50百万円の収入超過となりました。

また、当連結会計年度末において、有利子負債残高は1,145億92百万円（短期有利子負債812億11百万円、長期有利子負債333億80百万円）で、前年度末の有利子負債残高965億31百万円からは180億61百万円増加しました。

② 資金の流動性管理

資金の流動性については、事業規模に応じた現金及び現金同等物の適正額を維持することとしています。また、金融上のリスクに対応するため主要取引銀行とコミットメントライン契約等を締結することで手許流動性を確保しています。なお、グループ内の資金効率を高めるため、余資は当社に集中し、不足するグループ会社に配分する制度を運用しています。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,391億2百万円であり、金融機関との間で当座貸越契約50億円、コミットメントライン450億円の契約を締結しています。これら契約に基づく当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額500億円に対し、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(5) 今後の見通し

一般的な市場環境としては、米国や中国などの政策動向や地政学的リスクにより先行きの不透明な状況が続くことが予測されますが、主に米国経済が世界景気を牽引して回復基調が続くと見込んでおり、当社の事業環境も緩やかに改善すると見込んでいます。

《事業環境の見通し》

セグメント		事業環境
風水力	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;海外&gt;</li> <li>・石油・ガス市場では、設備投資が緩やかに回復</li> <li>・電力市場では、東南アジアを中心に需要が堅調</li> <li>・水インフラ市場では、北米や東南アジアを中心に需要が堅調</li> <li>・肥料市場では、インド、東南アジア、北米を中心に需要が堅調</li> <li>&lt;国内&gt;</li> <li>・建築設備向け市場は前年並みで推移</li> <li>・公共向けは自然災害に対する事前防災対策や社会インフラの老朽化対策が推進されることにより堅調に推移</li> </ul>
	コンプレッサ・タービン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原油価格は安定を取り戻した一方、顧客は投資に対する慎重な姿勢を崩していない</li> <li>・新規製品の石油化学・石油精製プラント向けは回復傾向だが、石油・ガス市場全体は依然として低調であり、厳しい競争は継続する見込み</li> <li>・サービスでは目立った市場規模の拡大は見込まれない一方、改造案件の増加が見込まれる</li> </ul>
	冷熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内は更新需要を中心に堅調</li> <li>・中国は市況の回復に強さは見られない</li> </ul>
環境プラント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共向け廃棄物処理施設の新規建設需要は例年並みの見込み</li> <li>・既存施設のO&amp;Mの需要は例年並みの見込み</li> <li>・民間企業での木質バイオマス等を用いた発電施設の建設需要は継続する見込み</li> </ul>
精密・電子		<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体関連の設備投資はメモリ、ロジックともに堅調</li> </ul>



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に123億86百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含まれています。

各セグメントの主な設備投資は、以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

(風水力事業)

生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行い、実施した設備投資の金額は66億45百万円です。

(環境プラント事業)

情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行い、実施した設備投資の金額は4億44百万円です。

(精密・電子事業)

生産能力増強投資を中心に投資を行い、実施した設備投資の金額は40億26百万円です。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
富津事業所 (千葉県富津市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	7,047	2,219	2,671 (163)	—	149	12,089	455
栃木事業所 (栃木県栃木市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	1,104	203	608 (47)	—	46	1,962	112
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	風水力事業	ポンプ、冷熱機械等の 生産設備	1,302	1,940	589 (188)	—	363	4,196	541
袖ヶ浦事業所 (千葉県袖ヶ浦市)	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	1,451	163	3,116 (194)	—	0	4,732	17
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	精密・電子 事業	半導体製造装置、真 空ポンプ等の生産及 び開発設備	4,283	3,260	259 (103)	88	1,221	9,114	693
熊本事業所 (熊本県玉名郡)	精密・電子 事業	半導体製造装置等の 生産設備	6,147	806	1,740 (142)	—	109	8,803	128
本社他 (東京都大田区他)	その他	情報インフラ設備、 事務棟等	8,365	686	2,344 (24)	648	757	12,802	391

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

##### (2) 国内子会社

平成29年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
㈱荏原エリオット (千葉県袖ヶ浦市) (注) 3	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	286	2,303	— (—)	107	75	2,773	442
荏原冷熱システム㈱ (神奈川県藤沢市) (注) 3	風水力事業	冷熱機械等の 生産設備	146	455	— (—)	7	81	691	155
㈱荏原風力機械 (三重県鈴鹿市)	風水力事業	送風機等の生産設備	418	298	109 (60)	—	76	902	153

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

3 当社が土地・建物等を賃貸しています。

## (3) 在外子会社

平成29年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
Ebara Pumps Europe S. p. A. (イタリア) (注) 3	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千ユーロ 1,558	千ユーロ 11,077	千ユーロ 307 (24) [34]	千ユーロ -	千ユーロ 719	千ユーロ 13,663	570
Ebara International Corporation (米国)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千米ドル 2,995	千米ドル 1,818	千米ドル 627 (28)	千米ドル -	千米ドル 151	千米ドル 5,592	158
嘉利特荏原ポンプ業 有限公司 * (中国) (注) 4	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千中国元 51,194	千中国元 26,397	千中国元 - [95]	千中国元 -	千中国元 9,487	千中国元 87,079	365
荏原機械シ博有限公 司 (中国) (注) 4	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千中国元 34,191	千中国元 34,309	千中国元 - [59]	千中国元 -	千中国元 5,219	千中国元 73,720	438
Elliott Company (米国)	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	千米ドル 44,712	千米ドル 57,863	千米ドル 1,978 (482)	千米ドル 8,643	千米ドル 12,646	千米ドル 125,844	1,282
台湾荏原精密股份有 限公司 (台湾)	精密・電子 事業	真空ポンプ・CMP装 置等の生産設備	千台湾 ドル 171,171	千台湾 ドル 19,435	千台湾 ドル 152,310 (7)	千台湾 ドル -	千台湾 ドル 6,759	千台湾 ドル 349,676	261
青島荏原環境設備有 限公司 (中国) (注) 4	環境ブラン ト事業	製缶品の溶接設備等	千中国元 31,777	千中国元 23,691	千中国元 - [118]	千中国元 -	千中国元 -	千中国元 55,468	357

\*ポンプの中国語表記は石の下に水です。

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

3 連結会社以外の者から賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしています。

4 土地使用权に係る面積については、[ ]で記載しています。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名事業所名等 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
提出会社 富津事業所 (千葉県富津市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	1,619	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	風水力事業	ポンプ、冷熱機械等の生 産設備	2,183	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月
㈱荏原エリオット (千葉県袖ヶ浦市)	風水力事業	コンプレッサ・タービン 等の生産設備	633	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月
Elliott Company (米国)	風水力事業	コンプレッサ・タービン 等の生産設備	千米ドル 8,875	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月
提出会社 藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	精密・電子事業	半導体製造装置、真空ポ ンプ等の生産設備	6,083	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月
熊本事業所 (熊本県玉名郡)	精密・電子事業	半導体製造装置等の生産 設備	307	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月
提出会社 本社他 (東京都大田区他)	その他	情報インフラ設備、事務 棟等	4,795	自己資金等	平成30年1月	平成30年12月

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 主として需要者より個別の注文に応じ、型式、能力等、それぞれ異なる製品を生産しており、上記設備の増設に係る生産能力の算定は困難であるため、記載を省略しています。

#### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	101,783,253	101,806,853	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	101,783,253	101,806,853	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成30年3月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

なお、平成28年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行いました。また、平成28年5月11日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更しています。これにより①から⑦に記載の新株予約権について「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を発行要領に従い調整しています。

① 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成21年10月19日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数(個)	182 (注) 1	182 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,400 (注) 1	36,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成36年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,706 資本組入額 853 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,705円）を合算している。なお、各取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。  
 (2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。  
 (3) 割当てを受けた新株予約権者が平成21年7月1日以後に新たに取締役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合（平成21年4月から平成23年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。  
 (4) 上記(2)及び(3)の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。  
 (5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。  
 (6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (7) 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

② 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成22年9月13日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	18 (注)1	18 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600 (注)1	3,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成36年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,716 資本組入額 858 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,715円）を合算している。なお各執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率(ROE)（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が平成22年7月1日以後に新たに執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合（平成22年4月から平成23年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- (4) 上記(2)及び(3)計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- (5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- (6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

③ 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成23年9月12日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数(個)	781 (注) 1	703 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156,200 (注) 1	140,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額 613 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。  
ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率  
このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,225円）を合算している。なお各取締役又は各執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。  
(2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。  
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。  
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。



- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

④ 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成24年9月10日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	233 (注)1	221 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	46,600 (注)1	44,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,441 資本組入額 720.5 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,440円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4
  - (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
  - (2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
  - (4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

⑤ 第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成25年9月9日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数（個）	129 （注）1	129 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,800 （注）1	25,800 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,601 資本組入額 1,300.5 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- （注）1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。  
ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率  
このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり2,600円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。  
(2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。  
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。  
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

⑥ 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成26年9月9日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数（個）	865 (注)1	837 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	173,000 (注)1	167,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成41年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,066 資本組入額 1,533 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。  
ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率  
このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり3,065円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。

- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
  - (2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
  - (3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
  - (4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
    - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
    - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
    - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
    - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
    - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

⑦ 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成27年9月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数（個）	331 （注）1	331 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	66,200 （注）1	66,200 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成41年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,996 資本組入額 998 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- （注）1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。  
ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率  
このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,995円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。  
(2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。  
(3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- ①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合  
 (業績達成条件)  
 最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である7.0%(以下「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使するものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合  
 (権利行使期間の制限)  
 権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- ③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)  
 割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

⑧ 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成28年9月13日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数（個）	150 （注）1	150 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000 （注）1	30,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成41年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,749 資本組入額 1,374.5 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合\*を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

\*平成28年10月1日を効力発生日とする当社普通株式の株式併合はこれに含まれない。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり2,748円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。  
 (2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。  
 (3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最終年度）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。  
 (4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。  
 ①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合  
 （業績達成条件）  
 最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。



ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

（権利行使期間の制限）

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1ただし書に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

⑨ 第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

（平成29年9月11日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権）

	事業年度末現在 （平成29年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数（個）	737 （注）1	737 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	73,700 （注）1	73,700 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成32年4月1日 至 平成44年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,454 資本組入額 1,727 （注）3	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり3,453円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又はオフィサー・参与のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。  
(2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。  
(3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最終年度）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

(4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。

①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくはオフィサー・参与、又は当社子会社の取締役若しくはオフィサー・参与である場合

(業績達成条件)

最終年度に係る当社の達成業績が目標業績に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が平成29年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

(権利行使期間の制限)

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注) 1、2	69,171	465,187,829	12	68,625	12	72,553
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注) 1、2	456,195	465,644,024	71	68,697	71	72,625
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注) 1、2	400,572	466,044,596	63	68,760	63	72,688
平成28年4月1日～ 平成28年9月30日 (注) 1、2	84,896	466,129,492	13	68,774	13	72,702
平成28年10月1日 (注) 3	△372,903,594	93,225,898	—	68,774	—	72,702
平成28年10月1日～ 平成29年3月31日 (注) 1、2	8,510,155	101,736,053	9,990	78,764	9,990	82,693
平成29年4月1日～ 平成29年12月31日 (注) 1	47,200	101,783,253	50	78,815	50	82,744

(注) 1 新株予約権（ストック・オプション）の行使による増加です。

2 新株予約権（転換社債型新株予約権付社債）の行使による増加です。

3 平成28年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合し、発行可能株式総数を10億株から2億株に変更）を行ったことによる減少です。

4 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間に、新株予約権（ストック・オプション）の行使により、発行済株式総数が23千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ19百万円増加しています。

## (6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	72	40	313	357	21	17,856	18,659	—
所有株式数 (単元)	—	359,560	22,026	37,175	483,790	630	113,052	1,016,233	159,953
所有株式数 の割合(%)	—	35.38	2.17	3.66	47.61	0.06	11.12	100.00	—

(注) 1 自己株式189,124株は、「個人その他」に1,891単元及び「単元未満株式の状況」に24株含まれています。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれています。

## (7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,563	8.41
いちごトラスト・パーティーイー・リミ テッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1 North Bridge Road, 06-08 High Street Centre, Singapore 179094 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	7,170	7.04
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	7,056	6.93
THE BANK OF NEW YORK 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	Rue Montoyerstraat 46, 1000 Brussels, Belgium (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	2,888	2.84
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町二丁目7番9号 JA共済ビル	2,054	2.02
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,000	1.97
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	338 Pitt Street Sydney NSW 2000 Australia (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,759	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,635	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,566	1.54
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,425	1.40
計	—	36,119	35.49

- 1 平成29年10月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者1名が平成29年9月29日現在で5,837千株(株券等保有割合5.74%)を所有している旨の記載がされているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式分(2,000千株)以外については、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,000	1.97
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	3,837	3.77

- 2 平成28年12月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者3名が平成28年12月12日現在で6,409千株（株券等保有割合6.88%）を所有している旨の記載がされているものの、株式会社三菱東京UFJ銀行の所有株式分（1,425千株）以外については、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,425	1.53
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,471	3.72
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	818	0.88
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11	694	0.75

- 3 平成29年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が平成29年9月29日現在で5,828千株（株券等保有割合5.73%）を所有している旨の記載がされているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,108	3.05
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	145	0.14
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	2,574	2.53

- 4 平成30年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者2名が平成29年12月29日現在で5,820千株（株券等保有割合5.72%）を所有している旨の記載がされているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	132	0.13
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, U.K.	122	0.12
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	5,565	5.47

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 189,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,434,200	1,014,342	同上
単元未満株式	普通株式 159,953	—	同上
発行済株式総数	101,783,253	—	—
総株主の議決権	—	1,014,342	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が400株含まれています。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれています。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれています。

## ② 【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社荏原製作所	東京都大田区 羽田旭町11番1号	189,100	—	189,100	0.19
計	—	189,100	—	189,100	0.19

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。なお、平成28年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行いました。また、平成28年5月11日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更しています。これにより、①から⑦に記載の新株予約権について「新株予約権の目的となる株式の数」を発行要領に従い調整しています。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

①（平成21年10月19日 取締役会決議）

決議年月日	平成21年10月19日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役を除く当社取締役 9 当社執行役員 23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数（株）	244,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

②（平成22年9月13日 取締役会決議）

決議年月日	平成22年9月13日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数（株）	7,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

③（平成23年9月12日 取締役会決議）

決議年月日	平成23年9月12日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役を除く当社取締役 8 当社執行役員 23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数（株）	323,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。



## ④（平成24年9月10日 取締役会決議）

決議年月日	平成24年9月10日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役を除く当社取締役 4 当社執行役員 4 子会社取締役及び執行役員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数（株）	106,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

## ⑤（平成25年9月9日 取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月9日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役を除く当社取締役 5 当社執行役員 4 子会社取締役及び執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数（株）	42,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

## ⑥（平成26年9月9日 取締役会決議）

決議年月日	平成26年9月9日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役を除く当社取締役 8 当社執行役員 19 子会社取締役及び執行役員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数（株）	261,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

⑦ (平成27年9月8日 取締役会決議)

決議年月日	平成27年9月8日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社非業務執行の取締役 (社外取締役含む) 11 当社執行役 12 当社執行役員 3 子会社取締役及び執行役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数 (株)	89,400
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

⑧ (平成28年9月13日 取締役会決議)

決議年月日	平成28年9月13日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社非業務執行の取締役 (社外取締役含む) 11 当社執行役 4 当社執行役員 1 子会社取締役及び執行役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数 (株)	38,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

⑨ (平成29年9月11日 取締役会決議)

決議年月日	平成29年9月11日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社非業務執行の取締役 (社外取締役含む) 10 当社執行役 12 当社オフィサー・参与 19 子会社取締役及びオフィサー・参与 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数 (株)	73,700
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,560	5,845,615
当期間における取得自己株式	280	1,238,630

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求)	71	229,040	—	—
保有自己株式数	189,124	—	189,404	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれていません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つとして位置付けており、配当については連結総還元性向30%以上を目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

当期においては連結総還元性向は40%を超えるものの9か月決算となる過渡期のため、1株当たりの年間配当を45円（うち中間配当金30円）とさせていただきました。

当社は、剰余金の配当を取締役会の決議によって定めることができる旨、また毎年6月30日及び12月31日を基準日として中間配当と期末配当の年2回の配当を行うほか、基準日を定めて実施できる旨を定款に定めています。

内部留保資金については、競争力強化及び効率化を目的とする投資の原資として活用していきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年11月13日 取締役会決議	3,047	30.00
平成30年3月28日 定時株主総会決議	1,523	15.00

なお、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会において、定款一部変更の件を決議し、事業年度の末日を3月31日から12月31日に、剰余金の配当の基準日を9月30日及び3月31日から6月30日及び12月31日に変更しており、第153期事業年度の中間配当の基準日は9月30日です。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(単位：円)

回次	第148期	第149期	第150期	第151期	第152期	第153期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年12月
最高	413	730	687	643	3,700 (593)	4,725
最低	251	364	447	418	2,806 (447)	2,964

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 平成28年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行っています。第152期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は（ ）にて記載しています。

3. 第153期は、決算期変更により平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月間となっています。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(単位：円)

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	3,435	3,650	3,860	4,150	4,725	4,390
最低	3,130	3,225	3,390	3,685	4,030	4,105

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 5 【役員の状況】

男性22名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.3%)

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 会長	指名委員会委員 取締役会議長	矢 後 夏之助	昭和26年5月16日生	昭和52年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社精密・電子事業本部長 平成16年6月 当社取締役(現在) 平成17年4月 当社精密・電子事業カンパニープレジデント 平成18年4月 当社常務執行役員 平成19年4月 当社代表取締役社長 平成25年4月 当社取締役会長(現在) 平成27年6月 当社指名委員会委員(現在)	(注)2	201
取締役		前 田 東 一	昭和30年12月24日生	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成23年4月 当社風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業統括 平成23年6月 当社取締役(現在) 平成24年4月 当社風水力機械カンパニープレジデント 平成25年4月 当社代表取締役社長 平成27年6月 当社代表執行役社長(現在)	(注)2	84
取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	宇 田 左 近	昭和30年5月22日生	平成元年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社(平成18年2月退職) 平成18年2月 日本郵政株式会社執行役員(平成19年10月退任) 平成19年10月 同 同社専務執行役(平成20年6月退任) 同 郵便事業株式会社(現日本郵便株式会社)専務執行役員(平成22年6月退職) 平成22年5月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現在) 平成22年7月 株式会社東京スター銀行執行役最高業務執行責任者(平成23年6月退任) 平成23年6月 当社取締役(現在) 平成24年9月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・廃炉等支援機構)参与(平成29年5月退任) 平成26年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部長・教授(現在) 平成26年6月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役(現在) 平成27年6月 公益財団法人日米医学医療交流財団理事 同 当社指名委員会委員(現在) 平成28年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学副学長(現在) 平成28年9月 東京都顧問(現在) 東京都都政改革本部特別顧問(現在) 平成29年6月 当社報酬委員会委員(現在) 平成29年7月 公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事(現在)	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	報酬委員会委員	国谷 史朗	昭和32年2月22日生	昭和57年4月 同 昭和62年5月 平成9年6月 平成14年8月 平成18年6月 平成24年3月 平成24年6月 平成25年6月 同 平成27年6月 平成28年6月 弁護士登録（現在） 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 ニューヨーク州弁護士登録（現在） サンスター株式会社社外監査役（平成12年6月 退任） 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員（現在） 日本電産株式会社社外監査役（平成22年6月 退任） 株式会社ネクソン社外取締役（現在） 当社取締役（現在） ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役（現在） 武田薬品工業株式会社社外監査役（平成28年6月退任） 当社報酬委員会委員（現在） 武田薬品工業株式会社社外取締役（現在）	(注) 2	—
取締役	監査委員会委員	佐藤 泉	昭和34年5月28日生	昭和62年4月 同 平成8年1月 平成14年4月 平成14年6月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年6月 同 平成28年4月 弁護士登録（現在） 福田・中川・山川法律事務所入所 佐藤泉法律事務所開設（現在） 日本大学大学院法務研究科非常勤講師（平成27年9月 退職） 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会非常勤理事（現在） 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（現在） 公益財団法人自動車リサイクル促進センター評議員（現在） 当社取締役（現在） 当社監査委員会委員（現在） 東京都公害審査会委員（現在）	(注) 2	—
取締役	報酬委員会委員	澤部 肇	昭和17年1月9日生	昭和39年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成18年6月 平成20年3月 平成20年6月 同 平成21年6月 平成23年3月 平成23年6月 平成23年10月 平成24年4月 平成24年6月 平成26年7月 平成27年6月 同 同 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社 同社取締役、記録デバイス事業本部長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 旭硝子株式会社社外取締役（平成26年3月 退任） 帝人株式会社社外取締役（平成28年6月退任） 野村證券株式会社社外取締役（平成23年6月 退任） 野村ホールディングス株式会社社外取締役（平成23年6月 退任） 株式会社日本経済新聞社社外監査役（現在） TDK株式会社取締役 取締役会議長 早稲田大学評議員（現在） 一般社団法人日本能率協会理事（現在） TDK株式会社相談役（現在） 早稲田大学評議員会副会長（現在） 株式会社ジャパンドisplay社外取締役（平成29年6月退任） 当社取締役（現在） 当社報酬委員会委員（現在）	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	監査委員会委員	山崎 彰三	昭和23年9月12日生	昭和45年11月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和49年9月 公認会計士登録（現在） 平成3年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員（平成22年6月 退職） 平成22年7月 日本公認会計士協会会長 平成25年7月 日本公認会計士協会相談役（現在） 平成26年4月 東北大学会計大学院教授（平成30年3月退職予定） 平成27年2月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役（現在） 平成27年6月 当社取締役（現在） 同 当社監査委員会委員（現在） 同 株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役（現在） 平成29年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現在）	(注) 2	—
取締役	指名委員会委員	大枝 宏之	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 日清製粉株式会社（現 株式会社日清製粉グループ本社）入社 平成21年6月 株式会社日清製粉グループ本社取締役 平成23年4月 同社取締役社長 平成27年4月 国立大学法人一橋大学経営協議会委員（現在） 平成29年4月 株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役 平成29年6月 同社特別顧問（現在） 同 株式会社製粉会館取締役社長（現在） 平成29年12月 日本ユネスコ国内委員会委員（現在） 平成30年3月 当社取締役（現在） 同 当社指名委員会委員（現在）	(注) 2	—
取締役	監査委員会委員	橋本 正博	昭和23年8月28日生	昭和47年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 平成10年11月 ダイワブルダニア銀行（インドネシア）社長 平成11年7月 株式会社大和銀行国際部長（平成13年6月退職） 平成13年6月 大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）常務取締役、財務本部長 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社代表取締役、取締役社長、最高執行責任者（COO） 平成26年4月 同社取締役副会長 平成27年6月 同社相談役（非常勤）（平成28年3月退任） 平成28年4月 熊本県産業振興顧問（現在） 平成30年3月 当社取締役（現在） 同 当社監査委員会委員（現在）	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	監査委員会委員	藤本 哲司	昭和28年1月9日生	昭和51年4月 平成16年4月 同 平成19年6月 平成20年4月 平成23年4月 平成24年4月 平成24年6月 平成25年4月 平成27年6月 当社入社 当社執行役員 当社管理本部財務・管理統括 当社取締役（現在） 当社常務執行役員 当社経理財務・連結経営・内部統制担当 荏原環境プラント株式会社代表取締役社長（平成25年4月 退任） 当社専務執行役員 当社環境事業カンパニープレジデント 当社監査委員会委員（現在）	(注) 2	426
取締役		大井 敦夫	昭和32年2月20日生	昭和56年4月 平成20年4月 平成20年10月 平成22年4月 平成23年4月 平成24年4月 平成24年6月 平成25年4月 平成26年4月 平成27年6月 平成30年3月 当社入社 当社執行役員 当社経営企画統括部長 当社常務執行役員 当社風水力機械カンパニー海外マーケティング統括 当社風水力機械カンパニーバイスプレジデント兼海外事業統括 当社取締役（現在） 当社風水力機械カンパニープレジデント 当社専務執行役員 当社執行役専務（現在） 当社環境事業カンパニープレジデント（現在） 荏原環境プラント株式会社代表取締役社長（現在）	(注) 2	61
取締役	監査委員会委員	津村 修介	昭和31年4月5日生	昭和56年4月 平成21年7月 平成24年4月 平成25年4月 平成26年6月 平成27年6月 同 当社入社 当社財務・管理統括部財務室長 当社連結経営推進室長 当社経理財務統括部副統括部長 当社常勤監査役 当社取締役（現在） 当社監査委員会委員（現在）	(注) 2	31
取締役		野路 伸治	昭和32年2月22日生	昭和59年4月 平成18年4月 平成20年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年4月 平成27年6月 平成29年4月 平成30年3月 当社入社 当社精密・電子事業カンパニー精密機器事業部長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社風水力機械カンパニー技術生産統括標準ポンプ事業統括部長 当社取締役 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業統括 当社執行役常務、 風水力機械カンパニー冷熱事業担当（現在） 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長 当社取締役（現在） 当社執行役専務、当社風水力機械カンパニープレジデント（現在）	(注) 2	25
計						828

(注) 1 取締役 宇田左近、同 国谷史朗、同 佐藤泉、同 澤部肇、同 山崎彰三、同 大枝宏之、同 橋本正博は、社外取締役です。

2 取締役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。



- 3 当社は指名委員会等設置会社です。委員会体制については以下のとおりです。  
 指名委員会 宇田左近、大枝宏之、矢後夏之助  
 報酬委員会 国谷史朗、澤部肇、宇田左近  
 監査委員会 佐藤泉、山崎彰三、橋本正博、藤本哲司、津村修介  
 なお、各委員会の委員長については、委員の互選により決定することとしています。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表 執行役 社長		前 田 東 一	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注)	(1) 取締役 の状況 参照
執行役 専務	技術・研究開 発・知的財産担 当	辻 村 学	昭和26年3月11日生	昭和49年4月 平成14年6月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成23年4月 同 平成25年4月 平成27年6月 当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社技術・研究開発統括部長 当社取締役 当社精密・電子事業カンパニープレジ デント 当社技術・研究開発・知的財産担当 (現在) 当社専務執行役員 当社執行役専務(現在)	(注)	62
執行役 専務	環境事業カンパ ニープレジデ ント兼荏原環境プ ラント株式会社 代表取締役社長	大 井 敦 夫	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注)	(1) 取締役 の状況 参照
執行役 専務	風水力機械カン パニープレジ デント兼風水力機 械カンパニー冷 熱事業担当	野 路 伸 治	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注)	(1) 取締役 の状況 参照
執行役 常務	風水力機械カン パニーカスタ ムポンプ事業部長	木 村 憲 雄	昭和35年3月1日生	平成2年7月 平成21年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成26年4月 平成27年6月 平成28年4月 平成29年4月 当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー新事業 推進統括部長 当社精密・電子事業カンパニー精密機 器事業部長 当社常務執行役員 当社執行役常務(現在) 当社風水力機械カンパニーカスタムポ ンプ事業統括 当社風水力機械カンパニーカスタムポ ンプ事業部長(現在)	(注)	96
執行役 常務	精密・電子事業 カンパニープレ ジデント	浅 見 正 男	昭和35年4月7日生	昭和61年4月 平成22年4月 平成23年4月 平成26年4月 平成27年6月 平成28年4月 当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー営業統 括部長 当社常務執行役員 当社執行役常務(現在) 当社精密・電子事業カンパニープレジ デント(現在)	(注)	70

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
執行役	経理財務統括部長	長 峰 明 彦	昭和33年5月5日生	昭和57年4月 平成18年6月 平成22年7月 平成26年4月 平成27年4月 平成27年6月 同	株式会社荏原電産入社 同社取締役 当社入社、財務・管理統括部審査室長 当社経理財務統括部長（現在） 当社執行役員 当社執行役（現在） 当社経理財務・連結経営・内部統制担当	(注)	15
執行役	風水力機械カンパニーコンプレッサ・タービン事業担当兼エリオットグループホールディングス株式会社 Deputy CEO	宮 下 俊 彦	昭和28年1月13日生	昭和50年4月 平成23年3月 平成26年2月 平成27年6月 同 平成28年4月	当社入社 株式会社荏原エリオット代表取締役社長 エリオットグループホールディングス株式会社Deputy COO 当社執行役（現在） 当社風水力機械カンパニーコンプレッサ・タービン事業担当（現在） エリオットグループホールディングス株式会社Deputy CEO（現在）	(注)	126
執行役	精密・電子事業カンパニーCMP事業部長	勝 岡 誠 司	昭和34年8月4日生	平成6年4月 平成21年4月 同 平成23年4月 平成28年6月	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー装置事業部長 当社精密・電子事業カンパニーCMP事業部長（現在） 当社執行役（現在）	(注)	12
執行役	風水力機械カンパニーシステム事業部長	喜 田 明 裕	昭和33年7月16日生	昭和59年4月 平成23年4月 同 平成28年6月 同 平成29年4月	当社入社 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー国内事業統括副統括 当社執行役（現在） 当社風水力機械カンパニー国内事業統括 当社風水力機械カンパニーシステム事業部長（現在）	(注)	8
執行役	風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長	沖 山 喜 明	昭和35年1月25日生	昭和58年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成29年4月 平成30年3月 同	当社入社 当社執行役員 荏原機械（中国）有限公司 董事長 当社風水力機械カンパニー企画管理技術統括部長 当社執行役（現在） 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長（現在）	(注)	25
執行役	グループ経営戦略統括部長	永 田 修	昭和43年3月17日生	平成2年4月 平成20年10月 平成29年4月 平成30年3月 同	当社入社 Ebara Pumps Europe S.p.A. Managing Director 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部グローバル営業推進部長 当社執行役（現在） 当社グループ経営戦略統括部長（現在）	(注)	—
執行役	法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長	中 山 亨	昭和34年6月5日生	平成26年9月 平成30年1月 平成30年3月 同	当社入社 当社内部統制・リスク管理統括部長 当社執行役（現在） 当社法務・総務・内部統制・リスク管理統括部長（現在）	(注)	—
計							415

(注) 執行役の任期は、平成29年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までです。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に取り組みます。

「荏原らしさ」

- ・創業の精神：自ら創意工夫する熱意と誠の心を示す「熱と誠」
- ・企業理念：「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する」
- ・荏原グループCSR方針：当社グループの社会的責任を明確にし、これを実践することを目的とする当社の基本姿勢

当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- 1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。
- 2) 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- 3) 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- 4) 当社は、独立社外取締役※が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- 5) 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全て独立社外取締役です。

なお、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

[http://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/09/basic\\_policy.pdf](http://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/_icsFiles/afieldfile/2016/07/09/basic_policy.pdf)

#### ① 企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

[組織形態]

当社は、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を選択しています。

<監督>

[取締役(会)関係]

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点(守りの姿勢)に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点(攻めの姿勢)においてリーダーシップを発揮します。

取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、少なくとも全取締役の3分の1以上を、独立社外取締役とし、全取締役の過半数を、非業務執行の取締役によって構成します。また、取締役会の議長には非業務執行の取締役が就任し、代表執行役社長との分離を図っています。

平成30年3月29日現在の取締役会は、取締役13名で構成され、そのうち非業務執行の取締役が10名(うち女性1名を含む7名が独立社外取締役)です。

取締役会は、取締役会規則を制定の上、取締役会を運営するにあたり法令及び定款に適合するための体制を確保しています。取締役会は毎月定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しています。

#### [指名委員会]

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の承継プランの策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成30年3月29日現在の指名委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、そのうち2名が独立社外取締役です。

#### [報酬委員会]

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。報酬委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成30年3月29日現在の報酬委員会は、非業務執行の取締役3名で構成され、その全員が独立社外取締役です。

#### [監査委員会]

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。監査委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成30年3月29日現在の監査委員会は、非業務執行の取締役5名で構成され、そのうち3名が独立社外取締役です。なお常勤監査委員の藤本哲司、津村修介の2氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、また、社外監査委員の山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しており、橋本正博氏は他社の財務部門の責任者を務めた経験があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

#### [社外取締役会議]

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。

### <業務執行>

#### [執行役]

執行役は取締役会決議により選任され、取締役会の決定した経営の方向性（基本方針）に沿って、取締役会から委任された業務執行を決定する役割及び業務を執行する役割を担っています。

平成30年3月29日現在は社内出身の13名で構成されています。

#### [業務執行会議体]

##### 1) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。

##### 2) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。

##### 3) リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期に一度定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

##### 4) CSR委員会

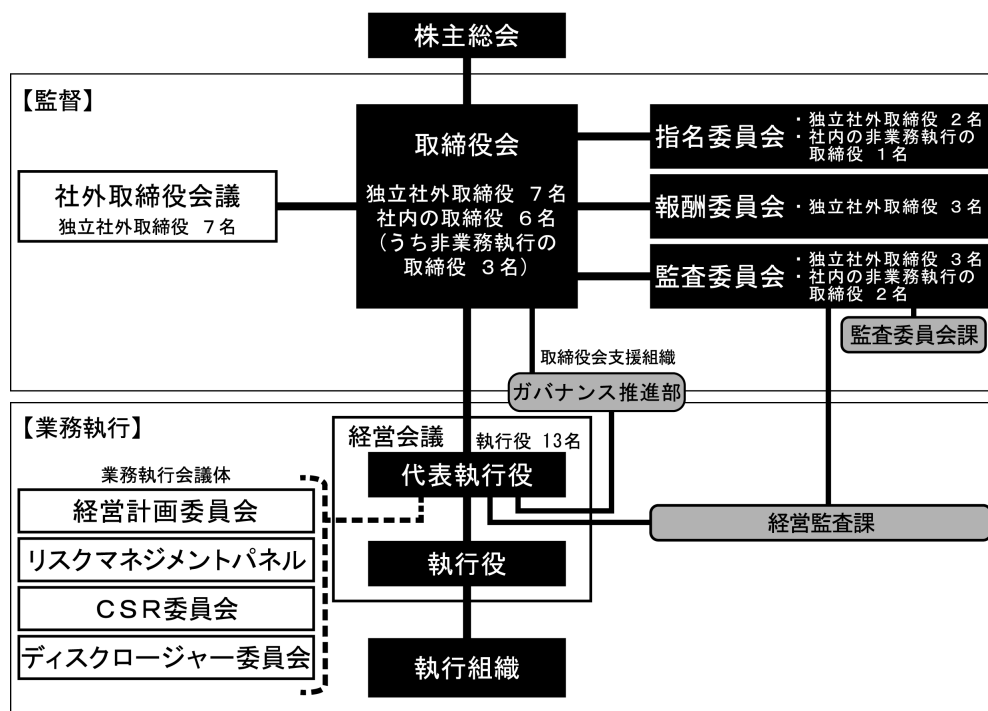
CSR委員会は、荏原グループCSR方針に関わる活動の維持・発展及び課題について審議し、CSR活動の方針を決定するとともに、CSRに関する重点課題（マテリアリティ）、対応方針、KPIを決定し、進捗と達成状況を確認しています。また、荏原グループCSR方針と荏原グループ行動基準に基づき、当社及び子会社のコンプライアンス状況を監視し、適宜改善指示を行っています。CSR委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、コンプライアンスに関する社外窓口を担当する弁護士がアドバイザーとして参加しています。また、CSR委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて助言等を行っています。CSR委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。CSR委員会は四半期に一度定期開催しています。

5) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示が必要とされる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。

上記企業統治の体制の概要は、下図のとおりです。

コーポレートガバナンス体制



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であった平成14年に執行役員制を導入し、平成20年には社外取締役（2名）を招聘した上で指名委員会・報酬委員会を任意の機関として設置するとともに、平成23年以降は社外取締役4名体制（定款に定める取締役員数の3分の1）として、コーポレートガバナンス体制の拡充を図ってきました。平成27年6月には、以下の1）～3）の観点からコーポレートガバナンス体制の更なる強化を図るため、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において社外取締役が過半数を占め、かつ「各委員会の役割と責務のバランス」及び「監督と業務執行の分離」の両面において明確な特性を有する指名委員会等設置会社へ移行いたしました。

- 1) 取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の確保  
独立社外取締役を含む非業務執行の取締役中心の構成とすることにより、独立性・客観性の観点から経営の監督機能を強化し、透明性を向上していくこと。
- 2) 業務執行権限の拡大と競争力の強化  
取締役会と執行組織の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進し、競争力強化と執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を実行していくこと。
- 3) グローバルに理解されやすいコーポレートガバナンス体制の構築  
海外売上比率や外国人株主比率の上昇を背景として、グローバル視点からも明確で理解しやすいコーポレートガバナンス体制を構築していくこと。

ハ. 内部統制システムの整備・運用の状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の平成29年度の運用状況の概要は、次のとおりです。毎年度執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[基本的考え方]

「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) コンプライアンスを担当する部門を設置し、「荏原グループCSR方針」の実践及び「荏原グループ行動基準」遵守のための教育・研修等を当社及び子会社に対して実施し、コンプライアンスに対する理解を深め、浸透させています。
- 2) 服務規律条項及び行動基準や社内規則等に違反した場合の条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。
- 3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、CSR活動の方針を決定するとともに、「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」に基づく当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜改善指示を行っています。平成29年度は、当委員会を3回開催しました。
- 4) 毎年当社及び国内子会社に対するコンプライアンス浸透アンケートを実施し、アンケートの回答から、コンプライアンス意識の浸透状況の把握・コンプライアンス活動の課題抽出を行い、次年度の活動に反映しています。
- 5) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、平成29年度は、タイの子会社2社を対象に社外の弁護士事務所に通称窓口を設置しました。
- 6) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき、荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び国内子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。
- 7) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社の内部監査部門による内部監査の実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本的考え方]

執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。
- 2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を定め、当社及び子会社に周知しています。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

[基本的考え方]

子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

荏原グループ共通に整備する事項並びに事前審査、又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本的考え方]

当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定しています。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 業務遂行におけるリスク管理を行うため、決裁権限者及び意思決定手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。
- 2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。
- 3) リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。平成29年度は合わせて7回開催しました。

5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[基本的考え方]

- 1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化します。
- 2) 経営の基本方針に基づく経営計画の策定と遂行により当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。
  - 2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。
  - 3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映し、職務を執行しています。
  - 4) 当社の執行役は、連結の年度経営計画について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。
  - 5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

[基本的考え方]

当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。

また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。平成29年度は1回開催しました。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[基本的考え方]

当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社は子会社の内部統制体制整備の支援を適宜行っています。
  - 2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制

[基本的考え方]

監査委員会の職務を補助すべき部門を設置します。

[整備・運用状況]

監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会課を設置しています。

9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

[基本的考え方]

- 1) 当社の従業員から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命する際には、監査委員会の同意を得ることとします。
- 2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保します。
- 3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示のみに従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保します。
- 4) 前二項の定めにかかわらず、監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解を得ることにより、他の業務を兼務することができるものとします。
- 5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定します。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員会の同意を得て当社の従業員から監査委員会補助従業員を任命し、監査委員会課所属としています。現在、4名が監査委員会課に所属しています。
  - 2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
  - 3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。
  - 4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

[基本的考え方]

- 1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用します。

- 2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用します。
- 3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、CSR委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。
- 2) 「執行役規程」を定め、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。
- 3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。
- 4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、平成29年度は、タイの子会社2社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。
- 5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。
- 6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しています。

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[基本的考え方]

- 1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保します。
- 2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保します。

[整備・運用状況]

- 1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。
- 2) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門並びにコンプライアンスを担当する部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。
- 3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

[基本的考え方]

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行います。

[整備・運用状況]

- 1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図っています。
- 2) 財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームによる評価を実施し、改善と推進を図っています。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、前項の「4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載した体制を中心として、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を図っています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

② 内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査については、経営監査課が「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しています。平成29年度は、調達業務監査、マイナンバー対応の監査、個人情報保護体制の監査、海外子会社に対する業務監査及び前年度監査のフォローアップを実施しました。これらの活動を通じて監査対象部門に対する改善提案を行い、その結果を社長に報告しています。



経営監査課は、内部統制部門及びコンプライアンス部門その他のリスク管理部門との間で、必要に応じて意見交換しています。また、グループ内の内部監査体制については、主要国内・海外子会社の内部監査担当部門との間で各社の内部監査の年度計画と前年度の監査結果を確認するとともに、子会社内部監査担当部門との意見交換や、子会社が実施する内部監査への立会などを通じて、グループとしての内部監査の実効性を高めるよう努めています。

監査委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、経営監査課等から監査状況の報告を受け職務執行状況の確認をするとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しています。また、内部統制の整備・運用状況については、内部統制及びコンプライアンスを担当する部門などから報告を受け、適宜意見表明を行っています。この他、会計監査人に対し、その監査の状況及び結果について適宜報告を求めています。また、会計監査人との会合を定期的に開催し情報・意見交換を行い、効率的な監査が実施できるよう努めています。

監査委員会は、経営監査課並びに内部統制及びコンプライアンスを担当する部門と、次のように連携を図っています。

- 1) 定期的及び随時の情報交換及び意見交換の実施
- 2) 監査委員会と代表執行役との会合への経営監査課長並びに内部統制及びコンプライアンスを担当する部門の長の参加
- 3) グループ監査役連絡会への常勤監査委員、経営監査課長並びに内部統制及びコンプライアンスを担当する部門の長の出席
- 4) 経営監査課が実施する内部監査への必要に応じた監査委員の立会

### ③ 会計監査の状況

会社法及び金融商品取引法監査について、当社と監査契約を締結している監査法人が監査を行っています。会計監査業務を執行する公認会計士は、関口弘和、堀越喜臣及び大屋誠三郎の3氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しています。監査年数は、関口弘和氏は5年、堀越喜臣氏は3年、大屋誠三郎氏は7年です。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士31名、その他24名です。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

#### 1) 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

#### 2) 不再任の方針

監査委員会は、毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、会計監査人の不再任を株主総会に提案します。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施します。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施します。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までとしています。

#### 3) 会計監査人候補の入札結果

平成29年度をもって新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に就任して10事業年度が経過することから、「2) 不再任の方針」に基づき監査委員会は次年度の会計監査人候補を選定するため入札を実施しました。監査委員会はあらかじめ定めた入札基準に従って評価及び審議を行った結果、新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任する旨の決定を行いました。

### ⑤ 社外取締役

現在、当社の取締役13名のうち過半数の7名が社外取締役です。各社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、宇田左近氏は当社と製品販売やアフターサービスの取引関係がある日本郵政株式会社及び郵便取扱い等の取引関係がある郵便事業株式会社（現日本郵便株式会社）において業務執行者として過去に勤務していた経歴があり、澤部肇氏は製品販売等の取引関係があるTDK株式会社において業務執行者として過去に勤務していた経歴がありますが、いずれも一般株主と利益相反が生じるおそれはない取引関係と判断しています。

当社は、社外取締役の選任にあたり、当社との間において重大な利害関係のない独立性のある候補者を選定することとし、独立性を確保するため、当社グループとの取引・関係等に係る基準を規程において定めています。

社外取締役の選任により、独立した立場からの知見を経営・業務執行の監督並びに監査に反映させ、経営の適正性を高めようと考えています。

また、社外取締役は陪席者としてCSR委員会に出席し、執行役及び内部監査部門等と相互に情報を共有するなどして意見交換を行っています。

⑥ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	142	108	33	—	4
執行役	416	221	52	142	13
社外取締役	72	69	3	—	7

- (注) 1 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
- 2 非業務執行の取締役(社外取締役を除く)の基本報酬(業績連動部分に限る)及び執行役の賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて算定し、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
- 3 基本報酬は、平成29年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役1名に対して、当事業年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。
- 4 賞与は、平成29年12月31日在任の執行役に対して、当事業年度を対象期間とした賞与(平成30年3月に支給予定)の総額を記載しています。
- 5 ストックオプションは、平成29年12月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の当事業年度の在任期間に応じて付与したストックオプション、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役1名に対して、当事業年度の在任期間に応じて付与したストックオプションの合計額を記載しています。なお、ストックオプションは、新株予約権の公正価格を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

執行役兼務取締役に対し、執行役報酬のほかに使用人分給与を支給していません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等の決定に関する手続

(1) 報酬委員会の目的・役割

当社は、取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。報酬委員会は、取締役、執行役及びその他の役員の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。このような活動を行うため、報酬委員会は定例会のほか、必要に応じて適宜開催しています。

(2) 報酬委員会の構成・選任基準

当社の報酬委員会は3名全員が非業務執行の取締役(3名全員が独立社外取締役)であり、客観的な視点と透明性をより重視しています。

現在の報酬委員は、グローバル法務に関する有識者、経営戦略の専門家、経営者報酬のマネジメント経験者を社外取締役より選任しています。

(3) 委員への情報伝達・経営層との関係

新任の報酬委員に対しては、報酬委員会の定める規程(役員報酬基本方針)に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規程等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

(4) 外部専門家の活用

委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求めることができるものとします。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行います。

## 2. 報酬等の決定に関する方針

### (1) 報酬等の基本方針について

#### I. 取締役に対する報酬

##### (ア) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

##### (イ) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬及び企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに役員における株式保有を促進することで株主との一層の価値共有を進めることを目的とする株式報酬で構成されます。株式報酬は、一定期間継続して当社の役員を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬及び予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬（ただし、独立社外取締役には付与しない）となり、その内容は報酬委員会にて決定します。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

##### a. 独立社外取締役の報酬体系

取締役の半数以上を占める独立社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬及び譲渡制限付株式報酬とします。

##### b. 独立社外取締役を除く非業務執行の取締役

独立社外取締役を除く非業務執行の取締役は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必須な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定に関与しない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。

そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬（一部業績に連動）、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を支給します。

##### c. 業務執行取締役

当社は、執行役兼務取締役3名に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

##### (ウ) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

役位区分	基本報酬	年次賞与	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
独立社外取締役	1	—	0.1	—
非業務執行の取締役 (独立社外取締役を除く)	1	—	0.35	0.05

(注) 上記は報酬比率であり、各個人に支払われる報酬額は異なります。

#### II. 執行役に対する報酬

##### (ア) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

##### (イ) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長、執行役専務などの役位に応じた基本報酬、業績連動年次賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成するうえで重要な役割を果たすことが期待されるため、目標業績を達成した場合には、基本報酬部分よりも業績に連動した報酬部分が大きくなるように設定しています。

##### (ウ) 報酬の組合せ

執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

役位区分	基本報酬	年次賞与	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長	1	0.6	0.3	0.3
執行役専務	1	0.6	0.25	0.25
執行役（常務含む）	1	0.6	0.2	0.2

(注) 上記は報酬比率であり、各個人に支払われる報酬額は異なります。

(2) 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、同輩企業）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役位間格差を含めて調整・決定します。

それにより、総報酬（基本報酬水準、年次賞与、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績の達成の場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

(3) 各支給項目について

I. 年次賞与

株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。

II. 株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）

当社の株式報酬は、一定期間継続して当社及び当社の完全子会社であるエリオットグループホールディングス㈱、(株)荏原エリオット、荏原環境プラント㈱、荏原冷熱システム㈱の一定の役職員の地位にあることを条件とする譲渡制限付株式報酬と、当該条件に加えて予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬で構成されます。

なお、非居住者に対しては、株式報酬に代えて、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬とそれぞれ同じ経済価値である当社株価等に連動した金銭報酬を支給します。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、中期経営計画の初年度に中期経営計画の期間に基づいた複数年度分の報酬を付与し、中期経営計画の最終年度に譲渡制限を解除します。役員等における株式保有の促進を主な目的とするため、一定期間継続して当社及び対象子会社の一定の地位を務めることのみを譲渡制限解除の要件とします。

業績連動型株式報酬は、中期経営計画の最終年度に、中期経営計画が目標として掲げている連結投下資本利益率（ROIC）の達成度合い等に応じて決定された数の株式を付与しますが、その40%相当については、役職員が負担する所得税額等を考慮し、金銭に換価して支給します。

なお、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、役位に応じて一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を推進します。

### 3. 業績連動型株式報酬の算定方法

#### (1) 制度の概要

当社の執行役（当社子会社の業務執行取締役を兼務する者を含む）を対象に、中期経営計画E-Plan2019の計画対象期間の残存期間である2018年度及び2019年度（平成30年1月～平成31年12月）を評価期間とした業績連動型株式報酬（Performance Share Unit 以下、「PSU」）を支給します。

業績連動型株式報酬は、執行役に対する中期経営計画達成に向けたインセンティブの付与が主な目的ですが、同時に、非業務執行の取締役（独立社外取締役を除く）における監督の質が当社の業績にも影響を与えることも鑑みて、当社の非業務執行の取締役（独立社外取締役を除く）にも同様の制度を導入します。さらに、エリオットグループホールディングス㈱、㈱荏原エリオット、荏原環境プラント㈱、荏原冷熱システム㈱の役員等を対象としてそれぞれ同様の制度を導入し、当社執行役と同じ算定方法を用いて支給します。

#### (2) PSUの算定方法

以下の方法に基づき算定の上、支給対象役員ごとのPSUの支給株式数及び金額を決定します。

##### I. 支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号及び同法第34条第5項に定める業績連動給与として損金算入の対象となる役員である、当社の執行役並びに荏原環境プラント㈱（以下、対象子会社）の取締役を支給対象役員として記載しています。

##### II. PSUとして支給する財産

PSUは、当社普通株式及び金銭により構成されます。

##### III. 個別支給株式数及び個別支給金額の算定方法

##### (ア) 株式によるPSUの個別支給個数（1個未満切り捨て）

基準個数（下記A）×支給率（下記B）×60%

1個＝当社普通株式100株とします。

ただし、支給する当社普通株式の総数は、49,200株を上限とし、各社が支給する当社普通株式の総数の上限は、それぞれ下表の上限株数のとおりとします。

	当社	荏原 環境プラント㈱	合計
上限株数	43,000株	6,200株	49,200株

なお、支給時において非居住者である取締役及び執行役については、上記算定式による個別支給株式数に後記（イ）に定める当社普通株式の株価を乗じた金額を、金銭により支給します。

(注) 法人税法第34条第1項3号イ（1）に規定する「確定した数」は上記「上限株数」とします。

##### (イ) 金銭によるPSUの個別支給金額（100円未満を切り捨て）

基準個数（下記A）×支給率（下記B）×40%×当社普通株式の株価（注）

1個＝当社普通株式100株とします。

（注）平成32年4月において株式によるPSUに係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取締役会開催月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均

ただし、支給する金銭の総額は126百万円を上限とし、各社が支給する金銭の上限は、それぞれ下表の上限金額のとおりとします。

	当社	荏原 環境プラント㈱	合計
上限金額	110百万円	16百万円	126百万円

なお、株式によるPSUの支給に際して、付与する金銭報酬債権及び金銭によるPSUとして支給する金銭を合算した額は総額309百万円、各社が支給する額の上限は、それぞれ下表の合算上限金額のとおりとします。

	当社	荏原 環境プラント㈱	合計
上限金額	270百万円	39百万円	309百万円

(注) 法人税法第34条第1項3号イ（1）に規定する「確定した額」は上記「上限金額」とします。

#### IV. 評価期間

平成30年1月から平成31年12月とします。

#### V. 支給時期

上記算定式にて算定された支給株式数及び金額の当社普通株式及び金銭を平成32年5月に支給します。

#### A 基準個数

評価開始時点である平成30年1月における支給対象役員が所属する会社の役位によって、それぞれ下表のとおり基準個数（1個＝当社普通株式100株とします。）を設定します。支給対象子会社の取締役を兼務する当社役員については、当社と当該子会社の役位に応じて支給します。

	当社
代表執行役社長	67個
執行役専務	38個
執行役専務（子会社兼務）	19個
執行役常務	22個
執行役	17個
執行役（子会社兼務）	9個

	荏原 環境プラント(株)
代表取締役社長	19個
取締役常務参与	14個
取締役オフィサー	13個

#### B 支給率

中期経営計画E-Plan2019の最終年度である平成31年12月期の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて、下記算定式に基づき支給率を確定します。

支給率（%）（注）1＝連結投下資本利益率（ROIC）（注）2×25－100

（注）1 小数点第2位を四捨五入します。ただし、計算の結果が0%以下となる場合には0%（不支給）とし、100%を超える場合には100%とします。

（注）2 連結投下資本利益率（ROIC）＝親会社株主に帰属する当期純利益÷{有利子負債（期首期末平均）＋自己資本（期首期末平均）}×100

#### (3) 株式によるPSUの支給方法

当社の執行役に対する株式によるPSUの支給は、執行役に対して当社が金銭報酬債権を付与し、その金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社普通株式の新規発行又は自己株式の処分を行う方法とします。

当社子会社の取締役に対する株式によるPSUの支給は、当該取締役に対して、当社子会社が金銭報酬債権を付与し、当社が当社子会社における当該金銭報酬債権に係る債務を引き受けた上で、当該金銭報酬債権を現物出資財産として当社に出資させることにより、当社普通株式の発行又は自己株式の処分を行う方法とします。

なお、株式によるPSUとして支給する当社普通株式の払込金額については、当該普通株式に係る第三者割当てを決議する当社取締役会開催の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均と当社取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）のいずれか高い方を基礎として、当該普通株式を引き受ける支給対象者に特に有利にならない範囲内で当社取締役会において決定します。

また、評価期間中に当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減した場合には、株式によるPSUに係る上限株数、1個あたりの当社株式数は、当該併合又は分割の比率に応じて調整されるものとします。

- (4) 評価期間中において支給対象役員が異動した場合の取扱い
- I. 評価期間中において役員に就任した場合  
 上記「A基準個数」に記載の表にかかわらず、下記算定式にて算定した数（1個未満切り捨て）を基準個数として、個別に支給する株式数及び金銭の額を算定します。非居住者である取締役及び執行役に対しては、下記にて算定された株式数及び金銭と同じ経済価値である金銭のみを支給します。  
 上記「A基準個数」に記載の表による基準個数（役位に応じた基準個数）×評価期間における在籍月数（注）／24  
 （注）1か月に満たない場合は1か月として計算します。
- II. 評価期間中において役員が退任した場合  
 下記方法に基づき算定した個別支給株式数及び個別支給金額を平成32年5月に支給します。非居住者である取締役及び執行役に対しては、下記にて算定された株式数及び金銭と同じ経済価値である金銭のみを支給します。
- (ア) 株式によるPSUの個別支給株式数（100株未満を切り捨て）  
 $\text{基準個数（上記A）} \times \text{支給率（上記B）} \times 60\% \times \text{評価期間中の在籍月数（注）} / 24$   
 （注）1か月に満たない場合は1か月として計算します。
- (イ) 金銭によるPSUの個別支給金額（100円未満を切り捨て）  
 $\text{基準個数（上記A）} \times \text{支給率（上記B）} \times 40\% \times \text{当社株価（注）} 1 \times \text{評価期間中の在籍月数（注）} 2 / 24$   
 （注）1 平成32年4月において株式によるPSUに係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取締役会前月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均  
 （注）2 1か月に満たない場合は1か月として計算します。
- なお、懲戒処分に基づく解任の場合、支給率を0%として算定します。
- III. 評価期間中において当社、子会社間で異動があった場合及び役位に変動があった場合  
 当社、子会社間の異動及び役位に変動があった場合には、下記算定式にて算定した数（1株未満を切り捨て）に基づき個別支給株式数及び個別支給金額を算定します。非居住者である取締役及び執行役に対しては、下記にて算定された株式数及び金銭と同じ経済価値である金銭のみを支給します。  
 $\text{異動・変動前の役位に基づく基準個数} \times \text{異動・変動前の在任月数（注）} / 24 + (\text{異動・変動後の役位に基づく基準個数} \times (24 - \text{異動・変動前の在任月数（注）}) / 24)$   
 （注）1か月に満たない場合は1か月として計算します。
- なお、上記算定式において変動後の役位が、A基準個数に定める役位に該当しない場合には、上記II.に記載する退任の扱いとし、異動前に所属する会社において、上記II.に基づく異動前の在籍月数部分の個別支給株式数及び個別支給金額を算定するものとします。
- IV. 評価期間中において役員が死亡により退任した場合  
 株式によるPSUとして支給する当社普通株式及び金銭によるPSUとして支給する金銭に代えて、下記算定式にて算定される額の金銭（100円未満を切り捨て）を、退任時に支給対象役員の相続人に対して支給します。  
 $\text{基準個数} \times 50\% \times \text{評価期間中の在籍月数（注）} 1 / 24 \times \text{退任時株価（注）} 2$   
 （注）1 1か月に満たない場合は1か月として計算します。  
 （注）2 退任日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の平均株価
- V. 評価期間中に組織再編等が行われた場合  
 当社において、合併、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転に関する議案が取締役会で承認され、効力が発生する場合には、株式によるPSUとして支給する当社普通株式及び金銭によるPSUとして支給する金銭に代えて、当該組織再編の効力発生日の前日に、下記算定式にて算定される額の金銭（100円未満を切り捨て）を支給対象役員に支給します。  
 $\text{基準個数（注）} 1 \times 50\% \times \text{評価開始から当該組織再編の効力発生日までの月数（注）} 2 / 24 \times \text{当社株価（注）} 3$   
 （注）1 上記I. 又はIII.に係る異動のあった支給対象役員については、上記I. 又はIII.に記載する方法にて調整を行った数（I. の場合は、在籍月数による調整は行わないこととします）  
 （注）2 1か月に満たない場合は1か月として計算します。評価期間中において就任した支給対象役員については、就任後から当該組織再編の効力発生日までの月数とし、退任する支給対象役員については、評価開始から退任までの月数とします。  
 （注）3 当該組織再編に関する事項が承認された株主総会開催日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の平均株価

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めています。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

イ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、コーポレートガバナンス体制の中で、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）又は執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

また、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

ロ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めています。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を可能にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。



① 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計  
50銘柄 13,973百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,815,000	3,369	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
北越紀州製紙(株)	2,584,000	2,005	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	9,120,000	1,860	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
日本空港ビルデング(株)	290,000	1,120	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
ユアサ商事(株)	356,500	1,099	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
(株)千葉銀行	475,000	339	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	56,500	228	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
橋本総業ホールディングス(株)	82,500	120	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
ジェイエフイーホールディングス(株)	56,700	108	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
日本電信電話(株)	22,400	106	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	187,000	96	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
中国電力(株)	52,900	65	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
(株)りそなホールディングス	70,500	42	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
(株)明電舎	100,000	39	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。

みなし保有株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	850,000	1,370	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
トヨタ自動車(株)	174,000	1,051	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
高砂熱学工業(株)	587,000	919	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
キヤノン(株)	240,000	833	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	205,770	728	保険取引を通じて長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)ニコン	350,000	564	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)東芝	1,650,000	398	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	370,000	75	財務面での長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。  
 2 みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上されていません。なお、みなし保有株式の「貸借対照表計上額(百万円)」欄には、事業年度末日におけるみなし保有株式の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しています。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,815,000	3,979	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	9,120,000	1,865	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
北越紀州製紙(株)	2,584,000	1,739	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
ユアサ商事(株)	356,500	1,459	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
(株)千葉銀行	475,000	445	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	56,500	275	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
橋本総業ホールディングス(株)	82,500	152	風水力事業の主要販売先であり、中長期的な関係維持と発展を目的として保有している。
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	187,000	127	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。
(株)りそなホールディングス	70,500	47	財務面での長期的な取引関係を維持するために保有している。

みなし保有株式

銘柄名	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	850,000	1,557	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
トヨタ自動車(株)	174,000	1,255	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
高砂熱学工業(株)	587,000	1,212	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
キヤノン(株)	240,000	1,008	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)ニコン	350,000	794	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	205,770	784	保険取引を通じて長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)東芝	1,650,000	523	事業経営の観点から中長期的な関係維持と発展を目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	370,000	75	財務面での長期的な取引関係を維持することを目的とし、従業員の退職給付の原資として信託拠出している。また、当社が議決権行使の指図権を有している。

(注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

2 みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上されていません。なお、みなし保有株式の「貸借対照表計上額(百万円)」欄には、事業年度末におけるみなし保有株式の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しています。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
保有目的が純投資目的である投資株式はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	132	5	121	6
連結子会社	28	—	27	—
計	160	5	148	6

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）について、該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に係る影響度調査です。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に係る影響度調査です。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬は、監査計画、監査日数等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得た上で決定しています。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

### 3 決算期変更について

当社は、平成29年6月23日に開催された第152期定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。決算期変更の経過期間となる第153期連結会計年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日の9か月決算となります。

### 4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行うセミナーに参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	90,381	138,475
受取手形及び売掛金	202,874	※6 169,298
電子記録債権	4,511	※6 6,021
有価証券	2,498	2,411
商品及び製品	12,716	15,191
仕掛品	※7 56,569	※7 60,993
原材料及び貯蔵品	28,041	33,353
繰延税金資産	11,644	10,484
その他	17,419	14,954
貸倒引当金	△3,250	△3,694
流動資産合計	423,407	447,491
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 46,431	※3 47,005
機械装置及び運搬具（純額）	28,974	28,632
土地	※3 21,153	20,904
建設仮勘定	5,207	5,830
その他（純額）	8,364	7,853
有形固定資産合計	※1 110,131	※1 110,227
無形固定資産		
のれん	2,279	1,831
ソフトウェア	8,275	7,370
その他	※3 2,679	※3 2,879
無形固定資産合計	13,234	12,080
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※3 26,202	※2, ※3 25,226
長期貸付金	263	262
退職給付に係る資産	118	3,202
繰延税金資産	2,660	1,742
その他	※2 17,237	※2 17,088
貸倒引当金	△4,799	△4,403
投資その他の資産合計	41,683	43,120
固定資産合計	165,049	165,428
資産合計	588,457	612,919

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	64,155	※6 61,756
電子記録債務	55,922	※6 57,869
短期借入金	※3 62,789	※3 70,470
1年内償還予定の社債	—	10,000
未払法人税等	4,598	1,697
繰延税金負債	3	0
賞与引当金	9,172	5,460
役員賞与引当金	314	250
完成工事補償引当金	3,836	3,279
製品保証引当金	3,481	4,086
工事損失引当金	※7 8,666	※7 10,038
土地売却費用引当金	254	254
その他	41,022	45,529
流動負債合計	254,217	270,691
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	※3 21,520	※3 22,161
繰延税金負債	808	1,898
役員退職慰労引当金	153	122
訴訟損失引当金	6,464	6,464
退職給付に係る負債	12,556	11,841
資産除去債務	1,969	2,214
その他	3,257	2,734
固定負債合計	56,730	57,439
負債合計	310,948	328,131
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,764	78,815
資本剰余金	81,205	81,256
利益剰余金	117,883	121,321
自己株式	△425	△431
株主資本合計	277,428	280,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,692	2,564
繰延ヘッジ損益	△1	10
為替換算調整勘定	745	2,628
退職給付に係る調整累計額	△9,507	△8,210
その他の包括利益累計額合計	△6,071	△3,007
新株予約権	1,361	1,163
非支配株主持分	4,791	5,668
純資産合計	277,509	284,788
負債純資産合計	588,457	612,919



## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	476,104	381,993
売上原価	※1,※7 350,032	※1,※7 285,261
売上総利益	126,072	96,732
販売費及び一般管理費		
販売手数料	3,578	2,503
荷造及び発送費	5,554	4,575
販売促進費	1,781	1,620
貸倒引当金繰入額	447	185
人件費	40,584	33,847
賞与引当金繰入額	3,572	2,106
役員賞与引当金繰入額	280	233
退職給付費用	1,380	1,107
役員退職慰労引当金繰入額	30	25
旅費及び交通費	3,671	3,253
租税公課	3,011	2,446
減価償却費	4,188	3,656
のれん償却額	587	416
研究開発費	※2 8,758	※2 7,218
その他	18,646	15,420
販売費及び一般管理費合計	96,076	78,616
営業利益	29,995	18,115
営業外収益		
受取利息	216	273
受取配当金	559	169
持分法による投資利益	796	—
その他	509	495
営業外収益合計	2,082	937
営業外費用		
支払利息	1,184	1,136
持分法による投資損失	—	148
為替差損	1,070	49
その他	1,358	1,188
営業外費用合計	3,613	2,523
経常利益	28,464	16,529

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 409	※3 2,209
投資有価証券売却益	1,978	1,352
出資金売却益	289	—
特別利益合計	2,677	3,561
特別損失		
固定資産売却損	※4 25	※4 176
固定資産除却損	※5 126	※5 269
減損損失	—	※6 952
投資有価証券売却損	56	33
投資有価証券評価損	435	103
その他	0	1
特別損失合計	645	1,537
税金等調整前当期純利益	30,497	18,554
法人税、住民税及び事業税	5,546	6,324
法人税等調整額	3,299	1,908
法人税等合計	8,845	8,232
当期純利益	21,651	10,322
非支配株主に帰属する当期純利益	1,063	790
親会社株主に帰属する当期純利益	20,587	9,531

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益	21,651	10,322
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△10	△183
繰延ヘッジ損益	10	12
為替換算調整勘定	△5,752	1,981
退職給付に係る調整額	1,565	1,285
持分法適用会社に対する持分相当額	△34	54
その他の包括利益合計	※ △4,221	※ 3,151
包括利益	17,429	13,473
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	16,989	12,596
非支配株主に係る包括利益	439	876

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	68,760	72,691	102,446	△408	243,490
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	10,004	10,004			20,008
剰余金の配当			△5,582		△5,582
親会社株主に帰属する当期純利益			20,587		20,587
連結範囲の変動			431		431
自己株式の取得				△17	△17
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,489			△1,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,004	8,514	15,437	△17	33,938
当期末残高	78,764	81,205	117,883	△425	277,428

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,739	△12	5,878	△11,080	△2,473	952	8,475	250,444
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								20,008
剰余金の配当								△5,582
親会社株主に帰属する当期純利益								20,587
連結範囲の変動								431
自己株式の取得								△17
自己株式の処分								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△1,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△47	10	△5,133	1,572	△3,597	408	△3,684	△6,873
当期変動額合計	△47	10	△5,133	1,572	△3,597	408	△3,684	27,064
当期末残高	2,692	△1	745	△9,507	△6,071	1,361	4,791	277,509

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,764	81,205	117,883	△425	277,428
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	50	50			101
剰余金の配当			△6,093		△6,093
親会社株主に帰属する当期純利益			9,531		9,531
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	50	51	3,438	△5	3,534
当期末残高	78,815	81,256	121,321	△431	280,962

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,692	△1	745	△9,507	△6,071	1,361	4,791	277,509
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								101
剰余金の配当								△6,093
親会社株主に帰属する当期純利益								9,531
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△128	12	1,883	1,297	3,064	△197	877	3,745
当期変動額合計	△128	12	1,883	1,297	3,064	△197	877	7,279
当期末残高	2,564	10	2,628	△8,210	△3,007	1,163	5,668	284,788

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	30,497	18,554
減価償却費	13,739	11,923
減損損失	—	952
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,922	△1,318
出資金売却損益 (△は益)	△289	—
引当金の増減額 (△は減少)	744	△2,339
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2,242	△3,456
固定資産売却損益 (△は益)	△384	△2,032
受取利息及び受取配当金	△775	△442
支払利息	1,184	1,136
売上債権の増減額 (△は増加)	7,344	33,728
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,136	△11,403
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,430	△188
その他の資産・負債の増減額	△3,784	7,634
その他の損益 (△は益)	771	1,049
小計	39,175	53,798
利息及び配当金の受取額	1,181	1,133
利息の支払額	△1,202	△1,183
法人税等の支払額	△5,338	△9,590
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,816	44,157
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△21,591	△12,380
固定資産の売却による収入	550	2,400
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△8,797	△3,523
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	12,086	5,543
定期預金の預入による支出	△2,637	△1,982
定期預金の払戻による収入	1,839	1,906
貸付けによる支出	△117	△19
貸付金の回収による収入	762	108
その他	△661	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,563	△7,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,501	7,083
長期借入れによる収入	14,079	3,026
長期借入金の返済による支出	△19,615	△2,078
社債の発行による収入	—	10,000
社債の償還による支出	△22	—
株式の発行による収入	0	0
自己株式の処分による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△17	△5
配当金の支払額	△5,582	△6,093
非支配株主への配当金の支払額	△458	△4
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式及び出 資金の取得による支出	△5,169	—
その他	△817	△631
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,102	11,296
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,187	871
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,037	48,419
現金及び現金同等物の期首残高	91,185	90,683
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減 額 (△は減少)	536	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 90,683	※1 139,102

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しています。

なお、当連結会計年度より、新たに設立したEBARA PUMPS SOUTH AFRICA (PTY) LTDを連結の範囲に含めていません。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

Ebara Vietnam Pump Company Limited

#### (3) 非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため連結の範囲から除いています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用した関連会社数 1社

水ing(株)

#### (3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

#### (4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

Ebara Vietnam Pump Company Limited

#### (5) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

### 3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は連結決算日を3月31日としていましたが、事業のグローバル化が進展する中、当社及び連結子会社の決算期を統一し、業績等経営情報の開示のさらなる適時・適切化を図るため、平成29年6月23日に開催された第152期定時株主総会の決議により、連結決算日を12月31日に変更しました。

当該変更に伴い、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日の9か月決算となります。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Elliott Ebara Turbomachinery India Pvt. Ltd.の決算日は3月31日であるため、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表の作成にあたり、当社及び3月決算であった連結子会社は4月1日から12月31日までの9か月間、12月決算である連結子会社は1月1日から12月31日までの12か月間をそれぞれ連結対象期間としています。



## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### b. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品は主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、仕掛品は個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

### (2) 重要な減価償却資産の償却方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

#### ② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

#### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

#### ④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

#### ⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

#### ⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

#### ⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

#### ⑧ 土地売却費用引当金

旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。

#### ⑨ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引毎にヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また、重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(追加情報)

平成27年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議していますが、現時点で当該事象が連結業績に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況です。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
	205,312百万円	212,231百万円

※2 投資その他の資産のうち、非連結子会社及び関連会社に対するものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
投資有価証券（株式）	11,658百万円	11,198百万円
その他（出資金）	2,651百万円	2,702百万円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
建物及び構築物	3,919百万円	3,807百万円
土地	90百万円	—百万円
投資有価証券	20百万円	20百万円
その他	445百万円	528百万円
計	4,474百万円	4,356百万円

(注) 1. 担保権設定の原因となっている債務は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
短期借入金	207百万円	208百万円
長期借入金	704百万円	553百万円

2. 担保に供している資産のうち、借入目的以外のものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
建物及び構築物	1,069百万円	986百万円
投資有価証券	20百万円	20百万円
その他	444百万円	438百万円

4 保証債務

(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
	85百万円	73百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年12月31日)
(株)いせEサービス	643百万円	(株)いせEサービス	643百万円
Ebara Bombas Colombia S.A.S.	38百万円	Ebara Bombas Colombia S.A.S.	83百万円
(株)よこてEサービス	25百万円	(株)よこてEサービス	25百万円
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	12百万円		
計	720百万円	計	752百万円

5 当座貸越契約及び貸出コミットメント

代替流動性の充実を目的に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
貸出コミットメント	45,000百万円	45,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	50,000百万円	50,000百万円

※6 連結会計年度末日満期手形等の処理

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しています。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、以下の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末日残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
受取手形	－百万円	3,746百万円
電子記録債権	－百万円	266百万円
支払手形	－百万円	3,589百万円
電子記録債務	－百万円	30百万円

※7 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
仕掛品	5,239百万円	5,776百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1,189百万円	△41百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
8,758百万円	7,218百万円

※3 固定資産売却益の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
建物及び構築物	0百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	49百万円	71百万円
土地	274百万円	2,134百万円
その他	84百万円	1百万円
計	409百万円	2,209百万円

※4 固定資産売却損の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
建物及び構築物	12百万円	173百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円
土地	11百万円	－百万円
その他	0百万円	1百万円
計	25百万円	176百万円

※5 固定資産除却損の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
建物及び構築物	13百万円	122百万円
機械装置及び運搬具	31百万円	51百万円
その他の有形固定資産	74百万円	93百万円
ソフトウェア	0百万円	1百万円
その他	6百万円	－百万円
計	126百万円	269百万円

※6 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県藤沢市	売却予定、除却予定	建物及び構築物	161百万円
		機械装置及び運搬具	144百万円
		その他	0百万円
栃木県佐野市	遊休資産、除却予定	建物及び構築物	54百万円
		機械装置及び運搬具	26百万円
		土地	184百万円
		その他	0百万円
千葉県袖ヶ浦市	遊休資産、除却予定	建物及び構築物	197百万円
		機械装置及び運搬具	182百万円
		その他	0百万円
合計			952百万円

(2) 資産のグルーピングの概要

資産のグルーピングはセグメントを基にしていますが、遊休資産、売却予定の資産、除却予定の資産については個々の物件をグルーピングの単位としています。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産、除却予定の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他については、将来の収益性が見込めなくなったため、また、売却予定の機械装置及び運搬具、その他については、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額により算定しています。売却予定の資産については売却予定価額により算定し、遊休資産の土地については、路線価等を基準にして合理的に算定しています。土地以外の遊休資産、除却予定の資産については、備忘価額により算定しています。

※7 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
4,134百万円	5,165百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,864	978
組替調整額	△1,882	△1,241
税効果調整前	△17	△262
税効果額	6	79
その他有価証券評価差額金	△10	△183
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△2	16
組替調整額	19	2
税効果調整前	16	19
税効果額	△6	△6
繰延ヘッジ損益	10	12
為替換算調整勘定		
当期発生額	△5,752	1,981
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,630	1,549
組替調整額	718	340
税効果調整前	2,349	1,890
税効果額	△783	△604
退職給付に係る調整額	1,565	1,285
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△34	54
その他の包括利益合計	△4,221	3,151

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1、2	466,044,596	8,595,051	372,903,594	101,736,053
合計	466,044,596	8,595,051	372,903,594	101,736,053
自己株式				
普通株式(注)3、4	909,563	9,401	731,329	187,635
合計	909,563	9,401	731,329	187,635

(注)1 普通株式の発行済株式総数の増加8,595,051株は、新株予約権の行使によるものです。

2 普通株式の発行済株式総数の減少372,903,594株は、平成28年10月1日付で実施した株式併合によるものです。

3 普通株式の自己株式の株式数の増加9,401株は、単元未満株式の買取りによるものです。

4 普通株式の自己株式の株式数の減少731,329株は、単元未満株式の売渡しによる減少120株、平成28年10月1日付で実施した株式併合による減少731,209株です。

## 2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成21年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	68
	平成22年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	7
	平成23年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	208
	平成24年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	68
	平成25年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	68
	平成26年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	719
	平成27年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	150
	平成28年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	69
合計		—	—	—	—	1,361	

(注)平成26年、平成27年及び平成28年株式報酬型ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

### 3 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,790	6.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	2,791	6.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成28年9月30日であるため、平成28年10月1日付の株式併合は加味していません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,046	30.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

#### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	101,736,053	47,200	—	101,783,253
合計	101,736,053	47,200	—	101,783,253
自己株式				
普通株式(注)2、3	187,635	1,560	71	189,124
合計	187,635	1,560	71	189,124

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加47,200株は、新株予約権の行使によるものです。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加1,560株は、単元未満株式の買取りによるものです。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少71株は、単元未満株式の売渡しによるものです。



## 2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成21年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	62
	平成22年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	6
	平成23年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	191
	平成24年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	67
	平成25年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	67
	平成26年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	530
	平成27年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	132
	平成28年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	82
	平成29年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権(注)	—	—	—	—	—	25
合計			—	—	—	—	1,163

(注) 平成29年株式報酬型ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

## 3 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,046	30.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年11月13日 取締役会	普通株式	3,047	30.00	平成29年9月30日	平成29年12月11日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,523	15.00	平成29年12月31日	平成30年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金	90,381百万円	138,475百万円
有価証券	2,498百万円	2,411百万円
償還期間が3か月を超える有価証券等	△584百万円	△1百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,611百万円	△1,783百万円
現金及び現金同等物	90,683百万円	139,102百万円

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本金増加額	9,983百万円	－百万円
転換社債型新株予約権付社債の転換による 資本剰余金増加額	9,983百万円	－百万円
転換社債型新株予約権付社債の転換による 社債減少額	19,966百万円	－百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として生産設備（工具、器具及び備品等）です。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の償却方法」に記載のとおりです。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リースの取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
1年内	877	890
1年超	2,549	2,696
合計	3,426	3,586

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入又は外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また、代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	90,381	90,381	—
(2) 受取手形及び売掛金	202,874		
(3) 電子記録債権	4,511		
貸倒引当金(※1)	△3,250		
	204,135	204,059	△76
(4) 有価証券及び投資有価証券	13,133	13,133	—
資産計	307,650	307,574	△76
(1) 支払手形及び買掛金	64,155	64,155	—
(2) 電子記録債務	55,922	55,922	—
(3) 短期借入金	62,789	62,789	—
(4) 社債	10,000	10,085	85
(5) 新株予約権付社債	—	—	—
(6) 長期借入金	21,520	21,576	55
負債計	214,388	214,530	141
デリバティブ取引(※2)	(2)	(2)	—

(※1) 貸倒引当金は全額控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しています。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	138,475	138,475	—
(2) 受取手形及び売掛金	169,298		
(3) 電子記録債権	6,021		
貸倒引当金（※1）	△3,694		
	171,625	171,607	△18
(4) 有価証券及び投資有価証券	12,533	12,533	—
資産計	322,634	322,616	△18
(1) 支払手形及び買掛金	61,756	61,756	—
(2) 電子記録債務	57,869	57,869	—
(3) 短期借入金	70,470	70,470	—
(4) 1年内償還予定の社債	10,000	10,000	—
(5) 社債	10,000	10,061	61
(6) 長期借入金	22,161	22,431	269
負債計	232,257	232,589	331
デリバティブ取引（※2）	16	16	—

（※1）貸倒引当金は全額控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

## 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務(3) 短期借入金並びに(4) 1年内償還予定の社債  
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって  
います。

(5) 社債並びに(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率  
で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例  
処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様  
の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっ  
ています。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
関係会社株式	11,658	11,198
非上場株式等	3,909	3,906
合計	15,568	15,105

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)  
有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	90,381	—	—	—
受取手形及び売掛金	192,217	8,091	2,565	—
電子記録債権	4,511	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	1,165	—	—	—
合計	288,275	8,091	2,565	—

当連結会計年度（平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	138,475	—	—	—
受取手形及び売掛金	160,439	8,805	52	—
電子記録債権	6,021	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	1,130	—	—	—
合計	306,067	8,805	52	—

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	60,716	—	—	—	—	—
社債	—	10,000	—	—	—	—
長期借入金	2,073	2,029	3,809	3,287	2,374	10,018
合計	62,789	12,029	3,809	3,287	2,374	10,018

当連結会計年度（平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	70,470	—	—	—	—	—
社債	10,000	—	—	—	10,000	—
長期借入金	—	1,905	4,203	3,565	2,487	10,000
合計	80,470	1,905	4,203	3,565	12,487	10,000



(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	10,571	6,762	3,808
	小計	10,571	6,762	3,808
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	65	99	△34
	その他	2,496	2,496	—
	小計	2,562	2,596	△34
合計		13,133	9,358	3,774

当連結会計年度（平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	10,123	6,612	3,510
	小計	10,123	6,612	3,510
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	その他	2,410	2,410	—
	小計	2,410	2,410	—
合計		12,533	9,023	3,510

#### 4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	3,993	1,938	56

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,576	1,352	33

#### 5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度  
（自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日）

当連結会計年度  
（自 平成29年4月1日  
至 平成29年12月31日）

投資有価証券評価損 435百万円 103百万円

（注） 減損処理にあたっては、時価のある有価証券については、個々の銘柄の時価が取得原価に比し50%以上下落した場合に行うものとしています。また、過去3年連続して下落率が30%以上50%未満で推移している場合には、時価が著しく下落したと判断し、3年目の末日の時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を3年目の損失として処理しています。

時価のない有価証券については、実質価額が取得原価に比し50%以上下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うものとしています。

（デリバティブ取引関係）

##### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

###### （1）通貨関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

###### （2）金利関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	売掛金			
	売建				
	ユーロ		73	—	2
	日本円		1,265	—	(5)
合計			1,338	—	(2)

（注） 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいています。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	売掛金			
	売建				
	カナダドル		22	—	(0)
	ユーロ		37	—	(2)
	日本円		2,452	—	19
合計			2,512	—	16

（注） 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいています。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

確定給付制度として、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。なお、当社は退職給付信託を設定しています。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度を採用していますが、年金資産の額を合理的に算定できるため、確定給付制度の注記に含めて記載しています。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	74,174百万円	73,330百万円
勤務費用	3,072百万円	2,291百万円
利息費用	1,525百万円	1,189百万円
数理計算上の差異の発生額	83百万円	1,957百万円
退職給付の支払額	△5,499百万円	△4,627百万円
その他	△25百万円	679百万円
退職給付債務の期末残高	73,330百万円	74,820百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	57,524百万円	60,893百万円
期待運用収益	2,364百万円	1,872百万円
数理計算上の差異の発生額	1,630百万円	3,609百万円
事業主からの拠出額	3,544百万円	2,405百万円
退職給付の支払額	△3,935百万円	△3,196百万円
その他	△234百万円	596百万円
年金資産の期末残高	60,893百万円	66,181百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	56,168百万円	58,627百万円
年金資産	△60,893百万円	△66,181百万円
	△4,724百万円	△7,553百万円
非積立型制度の退職給付債務	17,162百万円	16,193百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,437百万円	8,639百万円
退職給付に係る負債	12,556百万円	11,841百万円
退職給付に係る資産	△118百万円	△3,202百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,437百万円	8,639百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	3,072百万円	2,291百万円
利息費用	1,525百万円	1,189百万円
期待運用収益	△2,364百万円	△1,872百万円
数理計算上の差異の費用処理額	610百万円	259百万円
過去勤務費用の費用処理額	107百万円	81百万円
その他	△6百万円	533百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,944百万円	2,482百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
過去勤務費用	107百万円	72百万円
数理計算上の差異	2,241百万円	1,818百万円
合計	2,349百万円	1,890百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
未認識過去勤務費用	△351百万円	△276百万円
未認識数理計算上の差異	△11,734百万円	△9,925百万円
合計	△12,085百万円	△10,201百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
株式	36%	37%
債券	41%	42%
一般勘定	17%	15%
その他	6%	6%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金資産制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度12%、当連結会計年度14%含まれています。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
割引率		
国内子会社	主として0.5%	主として0.5%
海外子会社	主として4.2%	主として3.7%
長期期待運用収益率		
国内子会社	主として2.5%	主として2.5%
海外子会社	主として6.0%	主として5.8%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度932百万円、当連結会計年度933百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上原価	34	△9
販売費及び一般管理費	417	△86

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 9名 ② 当社執行役員 23名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 244,600株
付与日	平成21年11月5日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成36年11月5日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 割当てを受けた新株予約権者が平成21年7月1日以後に新たに取締役、執行役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役、執行役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記3による調整後の数に、さらに在任期間割合（平成21年4月から平成23年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- 上記3及び4の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 7,200株
付与日	平成22年9月28日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自平成23年7月1日 至 平成36年11月5日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が平成22年7月1日以後に新たに取締役、執行役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役、執行役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記3による調整後の数に、さらに在任期間割合（平成22年4月から平成23年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- 5 上記3及び4の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- 6 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 7 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 8 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 8名 ② 当社執行役員 23名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 323,000株
付与日	平成23年9月27日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自平成26年7月1日 至 平成38年6月30日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内限り本新株予約権を行使することができる。



- 3 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 4名 ② 当社執行役員 4名 ③ 子会社取締役及び執行役員 10名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 106,800株
付与日	平成24年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成38年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 5名 ② 当社執行役員 4名 ③ 子会社取締役及び執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 42,400株
付与日	平成25年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成38年6月30日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 8名 ② 当社執行役員 19名 ③ 子会社取締役及び執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 261,800株
付与日	平成26年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成41年6月30日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

- 3 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社取締役 11名 ② 当社執行役員 12名 ③ 当社執行役員 3名 ④ 子会社取締役及び執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 89,400株
付与日	平成27年10月1日
権利確定条件	(注) 5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成41年6月30日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
  - 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
  - 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合  
(業績達成条件)  
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC) (以下、「達成業績」という。)が目標である7.0% (以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合  
(権利行使期間の制限)  
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)  
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社取締役 11名 ② 当社執行役 4名 ③ 当社執行役員 1名 ④ 子会社取締役及び執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプション付与数(注)1	当社普通株式 38,000株
付与日	平成28年10月1日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成41年6月30日

(注)1 株式数に換算して計算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合  
(業績達成条件)  
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC) (以下、「達成業績」という。)が目標である7.0% (以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。  
ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。  
その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合  
(権利行使期間の制限)  
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)  
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社取締役 10名 ② 当社執行役 12名 ③ 当社オフィサー・参与 19名 ④ 子会社取締役及びオフィサー・参与 10名
株式の種類別のストック・オプション付与数(注)1	当社普通株式 73,700株
付与日	平成29年10月1日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成32年4月1日 至 平成44年3月31日

(注)1 株式数に換算して計算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくはオフィサー・参与、又は当社子会社の取締役若しくはオフィサー・参与である場合  
(業績達成条件)

最終年度に係る当社の達成業績が目標業績に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しようとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。

ただし、新株予約権者が平成29年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

（権利行使期間の制限）

上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

(3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）

割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	40,200	4,200	170,000	47,600	26,400
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	3,800	600	13,800	1,000	600
失効	—	—	—	—	—
未行使残	36,400	3,600	156,200	46,600	25,800

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	257,800	88,000	38,000	—
付与	—	—	—	73,700
失効	69,400	14,000	3,800	—
権利確定	188,400	74,000	34,200	—
未確定残	—	—	—	73,700
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	188,400	74,000	34,200	—
権利行使	15,400	7,800	4,200	—
失効	—	—	—	—
未行使残	173,000	66,200	30,000	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しています。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,200	3,256	3,408	3,241	3,420
付与日における公正な 評価単価(円)	1,705	1,715	1,225	1,440	2,600

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,305	3,281	3,357	—
付与日における公正な 評価単価(円)	3,065	1,995	2,748	3,453

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の公正な評価単価に換算して記載しています。

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第9回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりです。

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権
株価変動性 (注) 1	35.99%
予想残存期間 (注) 2	9年
予想配当 (注) 3	32.50円/1株
無リスク利率 (注) 4	0.032%

(注) 1 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合の影響を考慮した過去9年(平成20年9月30日から平成29年9月29日まで)の株価実績に基づき算定しています。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っています。

3 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式併合の影響を考慮した直近9期の配当実績の単純平均値によっています。

4 平成29年9月29日時点で残存年数が9年に近似する国債の利回り(複利)です。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。



## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,327百万円	1,160百万円
赤字工事進行基準による売上損失	542百万円	542百万円
未払事業税	462百万円	82百万円
退職給付に係る負債	4,855百万円	2,628百万円
役員退職慰労引当金	31百万円	29百万円
固定資産未実現利益	1,088百万円	1,084百万円
税務上の繰越欠損金	6,324百万円	6,550百万円
投資有価証券等評価損	979百万円	1,008百万円
たな卸資産評価損	3,039百万円	2,404百万円
完成工事補償等引当金	4,545百万円	4,849百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,884百万円	1,886百万円
訴訟損失引当金	1,979百万円	1,979百万円
その他	5,473百万円	6,766百万円
繰延税金資産小計	33,535百万円	30,972百万円
評価性引当額	△14,236百万円	△14,855百万円
繰延税金資産合計	19,298百万円	16,117百万円
繰延税金負債		
子会社等の留保利益	2,884百万円	3,284百万円
その他有価証券評価差額金	1,156百万円	1,075百万円
その他	1,763百万円	1,428百万円
繰延税金負債合計	5,804百万円	5,788百万円
繰延税金資産の純額	13,493百万円	10,328百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	1.4%
住民税等均等割等	2.8%	2.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.0%	△41.4%
受取配当金連結消去に伴う影響額	27.9%	40.5%
評価性引当額	5.1%	3.8%
在外連結子会社との税率差異	△2.7%	△4.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.0%	7.6%
その他	△8.5%	3.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%	44.4%

## 3 米国連邦法人税の税率引き下げによる繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成29年12月22日、米国において連邦法人税率を35%から21%に引き下げるなどの税制改革法が成立しました。

その結果、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,413百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が同額増加しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、風水力機械、環境プラント事業、精密・電子事業の3カンパニー制により、事業を展開しています。したがって、当社グループは、カンパニー制度を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「風水力事業」、「環境プラント事業」及び「精密・電子事業」の3つを報告セグメントとしています。

「風水力事業」は、ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機等の製造、販売、運転及び保守等を行っています。

「環境プラント事業」は、都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント等のエンジニアリング及び工事、運転及び保守等を行っています。

「精密・電子事業」は、真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置等の製造、販売及び保守等を行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの名称変更)

第1四半期連結会計期間より、従来「エンジニアリング事業」としていた報告セグメントの名称を「環境プラント事業」に変更しています。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前連結会計年度のセグメント情報についても変更後の名称で記載しています。

4 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務 諸表 計上額 (注) 4
	風水力 事業	環境プラ ント事業	精密・ 電子事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	292,246	68,064	114,120	474,432	1,672	476,104	—	476,104
セグメント間の内部 売上高又は振替高	333	0	—	333	3,319	3,653	△3,653	—
計	292,579	68,065	114,120	474,766	4,992	479,758	△3,653	476,104
セグメント利益	9,476	5,760	14,115	29,352	632	29,984	11	29,995
セグメント資産	318,666	60,659	99,750	479,076	33,994	513,071	75,386	588,457
その他の項目								
減価償却費	8,528	489	2,900	11,918	1,835	13,754	△14	13,739
のれんの償却額	587	—	—	587	—	587	—	587
持分法適用会社への投資 額(当年度末残高)	—	6,012	—	6,012	—	6,012	—	6,012
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,831	1,107	7,432	20,371	2,311	22,683	△7	22,675

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビジネスサポートサービス等を含んでいます。
- 2 調整額は、以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額は、全社資産77,298百万円及びセグメント間取引消去△1,912百万円です。全社資産の主なものは、当社の現金及び現金同等物、投資有価証券の一部、繰延税金資産等です。
- 3 その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去です。
- 4 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務 諸表 計上額 (注) 4
	風水力 事業	環境プラ ント事業	精密・ 電子事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	225,795	47,616	107,368	380,780	1,212	381,993	—	381,993
セグメント間の内部 売上高又は振替高	357	—	0	358	2,231	2,589	△2,589	—
計	226,153	47,616	107,369	381,139	3,443	384,582	△2,589	381,993
セグメント利益	1,262	3,148	13,667	18,078	37	18,116	△0	18,115
セグメント資産	305,525	48,530	110,848	464,904	30,539	495,444	117,475	612,919
その他の項目								
減価償却費	6,984	463	2,777	10,224	1,709	11,934	△10	11,923
のれんの償却額	416	—	—	416	—	416	—	416
持分法適用会社への投資 額（当年度末残高）	—	5,519	—	5,519	—	5,519	—	5,519
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,645	444	4,026	11,117	1,271	12,388	△2	12,386

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビジネスサポートサービス等を含んでいます。
- 2 調整額は、以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額は、全社資産119,177百万円及びセグメント間取引消去△1,702百万円です。全社資産の主なものは、当社の現金及び現金同等物、投資有価証券の一部、繰延税金資産等です。
- 3 その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去です。
- 4 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
224,964	145,968	39,134	66,037	476,104

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
76,139	11,049	19,549	3,393	110,131

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
152,567	134,722	35,309	59,394	381,993

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	その他	合計
75,450	11,140	19,786	3,849	110,227

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
減損損失	952	—	—	952	—	952	—	952

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
当期償却額	587	—	—	587	—	587	—	587
当期末残高	2,279	—	—	2,279	—	2,279	—	2,279

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
当期償却額	416	—	—	416	—	416	—	416
当期末残高	1,831	—	—	1,831	—	1,831	—	1,831

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	2,672.19円	2,735.94円
1株当たり当期純利益金額	213.71円	93.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	201.53円	93.32円

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	277,509	284,788
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	6,152	6,832
(うち新株予約権(百万円))	(1,361)	(1,163)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4,791)	(5,668)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	271,356	277,955
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	101,548,418	101,594,129

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	20,587	9,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	20,587	9,531
普通株式の期中平均株式数(株)	96,336,251	101,568,733
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	5,818,309	576,069
(うち新株予約権付社債(株))	(5,175,416)	(—)
(うち新株予約権(株))	(642,893)	(576,069)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)荏原製作所	第8回無担保社債	平成25年12月13日	10,000	10,000 (10,000)	0.53	なし	平成30年12月20日
(株)荏原製作所	第9回無担保社債	平成29年10月18日	—	10,000	0.18	なし	平成34年10月24日
合計	—	—	10,000	20,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1 ( )内の金額は、1年以内に償還が予定されている社債です。

2 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
10,000	—	—	—	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60,716	67,975	1.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,073	2,494	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	749	741	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	21,520	22,161	0.4	平成31年～平成35年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,472	1,219	—	平成31年～平成35年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	86,531	94,592	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。  
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。  
 3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	1,905	4,203	3,565	2,487
リース債務	614	414	146	37

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。



(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	102,944	206,798	381,993
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	186	5,089	18,554
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (百万円)	△276	3,103	9,531
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△2.72	30.55	93.84

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△2.72	33.27	63.28

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

・ヤマト運輸(株)による旧羽田工場跡地売買契約に基づく瑕疵担保責任損害賠償請求訴訟

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (13) 旧本社・羽田工場跡地売却に関する係争について」に記載のとおりです。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	57,879	100,253
受取手形	17,817	※5 21,385
売掛金	84,445	67,743
電子記録債権	4,545	※5 5,358
製品	1,823	1,918
仕掛品	29,488	29,951
原材料及び貯蔵品	14,992	17,553
前渡金	456	1,020
繰延税金資産	4,875	6,015
短期貸付金	22,084	17,543
未収入金	8,669	1,660
その他	7,088	5,774
貸倒引当金	△1,330	△1,798
流動資産合計	252,836	274,380
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	30,798	30,705
機械及び装置	10,672	10,225
車両運搬具	30	24
工具、器具及び備品	2,915	2,783
土地	20,391	20,196
リース資産	742	740
建設仮勘定	3,608	3,937
有形固定資産合計	69,159	68,612
無形固定資産		
特許権	172	101
ソフトウェア	6,646	5,888
リース資産	103	106
施設利用権	26	24
電話加入権	67	67
無形固定資産合計	7,017	6,189
投資その他の資産		
投資有価証券	14,503	13,990
関係会社株式	※1 82,654	※1 82,552
関係会社出資金	20,317	20,317
長期貸付金	578	80
長期前払費用	79	64
繰延税金資産	2,245	860
その他	11,765	11,639
貸倒引当金	△3,014	△2,710
投資その他の資産合計	129,131	126,793
固定資産合計	205,308	201,594
資産合計	458,144	475,975

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	6,608	※5 6,378
買掛金	23,820	17,840
電子記録債務	46,320	45,206
短期借入金	56,525	67,944
1年内返済予定の長期借入金	1,574	1,689
1年内償還予定の社債	—	10,000
リース債務	325	329
未払金	5,102	4,173
未払法人税等	1,910	—
前受金	3,257	3,323
預り金	2,374	3,158
賞与引当金	4,380	2,174
役員賞与引当金	162	115
完成工事補償引当金	1,465	1,127
製品保証引当金	1,893	2,289
工事損失引当金	6,065	7,701
土地売却費用引当金	254	254
その他	3,350	3,796
流動負債合計	165,392	177,503
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	19,942	19,910
退職給付引当金	2,078	524
訴訟損失引当金	6,464	6,464
リース債務	580	580
長期未払金	116	98
資産除去債務	1,969	2,007
固定負債合計	41,151	39,586
負債合計	206,543	217,089
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,764	78,815
資本剰余金		
資本準備金	82,693	82,744
その他資本剰余金	7,915	7,915
資本剰余金合計	90,608	90,659
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	78,526	86,097
利益剰余金合計	78,526	86,097
自己株式	△267	△273
株主資本合計	247,631	255,298
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,607	2,423
評価・換算差額等合計	2,607	2,423
新株予約権	1,361	1,163
純資産合計	251,600	258,886
負債純資産合計	458,144	475,975

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年12月 31日)
売上高	※1 223,366	※1 153,107
売上原価	170,701	123,070
売上総利益	52,664	30,037
販売費及び一般管理費	※2 44,517	※2 31,969
営業利益又は営業損失(△)	8,147	△1,932
営業外収益		
受取利息	186	136
受取配当金	19,330	14,460
為替差益	—	54
貸倒引当金戻入額	—	19
その他	90	104
営業外収益合計	19,607	14,776
営業外費用		
支払利息	685	548
社債利息	52	43
為替差損	870	—
貸倒引当金繰入額	28	—
その他	615	621
営業外費用合計	2,252	1,212
経常利益	25,502	11,631
特別利益		
固定資産売却益	307	2,137
投資有価証券売却益	1,938	1,343
関係会社株式売却益	691	—
特別利益合計	2,938	3,481
特別損失		
固定資産売却損	25	174
固定資産除却損	39	226
減損損失	—	952
投資有価証券売却損	60	33
関係会社株式評価損	435	102
関係会社整理損	—	315
その他	0	2
特別損失合計	561	1,807
税引前当期純利益	27,879	13,304
法人税、住民税及び事業税	735	△687
法人税等調整額	2,772	327
法人税等合計	3,508	△359
当期純利益	24,371	13,664

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	68,760	72,688	7,915	80,603	59,737	59,737
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	10,004	10,004		10,004		
剰余金の配当					△5,582	△5,582
当期純利益					24,371	24,371
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	10,004	10,004	0	10,004	18,789	18,789
当期末残高	78,764	82,693	7,915	90,608	78,526	78,526

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△250	208,851	2,622	2,622	952	212,426
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		20,008				20,008
剰余金の配当		△5,582				△5,582
当期純利益		24,371				24,371
自己株式の取得	△17	△17				△17
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△14	△14	408	394
当期変動額合計	△17	38,780	△14	△14	408	39,174
当期末残高	△267	247,631	2,607	2,607	1,361	251,600

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	78,764	82,693	7,915	90,608	78,526	78,526
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	50	50		50		
剰余金の配当					△6,093	△6,093
当期純利益					13,664	13,664
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	50	50	0	51	7,570	7,570
当期末残高	78,815	82,744	7,915	90,659	86,097	86,097

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△267	247,631	2,607	2,607	1,361	251,600
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		101				101
剰余金の配当		△6,093				△6,093
当期純利益		13,664				13,664
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△184	△184	△197	△381
当期変動額合計	△5	7,666	△184	△184	△197	7,285
当期末残高	△273	255,298	2,423	2,423	1,163	258,886

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### b. 子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

##### c. その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品は総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、仕掛品は個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

#### (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

#### (4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

- (5) 製品保証引当金  
売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。
- (6) 工事損失引当金  
請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。
- (7) 土地売却費用引当金  
旧本社・羽田工場の土地売却に伴う、原状復旧費用の見込額を計上しています。
- (8) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
- (9) 訴訟損失引当金  
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しています。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

##### (2) ヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び借入金

###### ③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

###### ④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。



(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(4) 決算日の変更に関する事項

当社は決算日を3月31日としていましたが、事業のグローバル化が進展する中、当社及び連結子会社の決算期を統一し、業績等経営情報の開示のさらなる適時・適切化を図るため、平成29年6月23日に開催された第152期定時株主総会の決議により、決算日を12月31日に変更しました。

当該変更に伴い、決算期変更の経過期間となる当事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日の9か月決算となります。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
関係会社株式	20百万円	20百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
短期金銭債権	54,843百万円	51,594百万円
長期金銭債権	964百万円	359百万円
短期金銭債務	18,163百万円	24,633百万円

3 保証債務

(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
	75百万円	60百万円

(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証

	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成29年12月31日)
連結会社		連結会社	
Elliott Company	4,799百万円	Elliott Company	3,770百万円
荏原機械シ博有限公司	1,715百万円	荏原機械(中国)有限公司	962百万円
(株)荏原電産	1,058百万円	荏原機械シ博有限公司	459百万円
荏原機械(中国)有限公司	893百万円	(株)荏原電産	279百万円
PT. Ebara Indonesia	10百万円		
連結会社計	8,477百万円	連結会社計	5,471百万円
非連結会社		非連結会社	
Ebara Bombas Colombia S.A.S.	38百万円	Ebara Bombas Colombia S.A.S.	83百万円
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	12百万円		
非連結会社計	51百万円	非連結会社計	83百万円

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

代替流動性の充実を目的に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
貸出コミットメント	45,000百万円	45,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	50,000百万円	50,000百万円

※5 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しています。なお、期末日が金融機関の休日であったため、以下の期末日満期手形等が、期末残高に含まれています。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
受取手形	－百万円	3,156百万円
電子記録債権	－百万円	266百万円
支払手形	－百万円	1,263百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	46,053百万円	45,257百万円
仕入高	26,113百万円	20,036百万円
営業取引以外の取引による取引高	19,804百万円	14,783百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
貸倒引当金繰入額	181百万円	△128百万円
人件費	13,016百万円	9,581百万円
賞与引当金繰入額	1,913百万円	944百万円
役員賞与引当金繰入額	162百万円	115百万円
退職給付費用	288百万円	153百万円
減価償却費	2,390百万円	2,112百万円
研究開発費	6,021百万円	4,958百万円
業務委託費	5,791百万円	3,538百万円
おおよその割合		
販売費	12%	12%
一般管理費	88%	88%

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価については記載していません。これらの貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
子会社株式	80,385	80,283
関連会社株式	2,268	2,268

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,351百万円	670百万円
赤字工事進行基準による売上損失	542百万円	542百万円
退職給付引当金	1,531百万円	1,096百万円
税務上の繰越欠損金	5,338百万円	5,446百万円
投資有価証券等評価損	169百万円	162百万円
関係会社株式評価損	832百万円	863百万円
たな卸資産評価損	1,442百万円	1,345百万円
固定資産除却損	876百万円	936百万円
減価償却費	126百万円	319百万円
完成工事補償等引当金	2,887百万円	3,406百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,330百万円	1,382百万円
未払金	491百万円	564百万円
訴訟損失引当金	1,979百万円	1,979百万円
その他	2,649百万円	2,326百万円
繰延税金資産小計	21,549百万円	21,044百万円
評価性引当額	△12,535百万円	△12,408百万円
繰延税金資産合計	9,013百万円	8,636百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,150百万円	1,069百万円
その他	740百万円	691百万円
繰延税金負債合計	1,891百万円	1,761百万円
繰延税金資産の純額	7,121百万円	6,875百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.0%	△33.1%
評価性引当額	2.8%	△1.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.1%	—%
その他	△2.4%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.6%	△2.7%

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	73,311	1,907	2,045 (380)	1,277	73,173	44,543
	構築物	8,878	87	115 (31)	121	8,851	6,775
	機械及び装置	51,070	1,853	1,278 (353)	1,911	51,644	41,419
	車両運搬具	300	5	6	11	299	275
	工具、器具及び 備品	23,563	905	208 (1)	1,028	24,260	21,476
	土地	20,391	1	196 (184)	—	20,196	—
	リース資産	1,551	220	381	223	1,391	650
	建設仮勘定	3,608	6,343	6,014	—	3,937	—
	計	182,675	11,324	10,246 (952)	4,574	183,754	115,141
無形固定資産	特許権	4,679	22	—	93	4,702	4,600
	ソフトウェア	21,275	1,056	32	1,813	22,299	16,410
	リース資産	208	43	5	40	245	139
	施設利用権	129	—	—	1	129	104
	電話加入権	67	—	—	—	67	—
	計	26,360	1,122	38	1,949	27,445	21,255

- (注) 1 「当期減少額」欄の ( ) 内は内書きで、減損損失の計上額です。  
2 建設仮勘定の増加額のうち主たるものは、袖ヶ浦事業所改修348百万円、精密・電子事業における検査装置265百万円です。  
3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4,344	1,501	1,336	4,509
賞与引当金	4,380	5,692	7,899	2,174
役員賞与引当金	162	115	162	115
完成工事補償引当金	1,465	557	896	1,127
製品保証引当金	1,893	1,665	1,270	2,289
工事損失引当金	6,065	4,328	2,692	7,701
土地売却費用引当金	254	—	—	254
訴訟損失引当金	6,464	—	—	6,464

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

・ヤマト運輸㈱による旧羽田工場跡地売買契約に基づく瑕疵担保責任損害賠償請求訴訟

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (13) 旧本社・羽田工場跡地売却に関する係争について」に記載のとおりです。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	自 1月1日 至 12月31日
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 <a href="http://www.ebara.co.jp">http://www.ebara.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有していません。
- 2 平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会において、定款一部変更の件を決議し、次のとおりとなりました。
- (1) 事業年度 1月1日から12月31日まで
- (2) 定時株主総会 3月中
- (3) 基準日 12月31日
- (4) 剰余金の配当の基準日 6月30日、12月31日
- なお、第153期事業年度については、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月間となり、平成29年9月30日を基準日として中間配当を実施しました。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しています。

- |  |                  |                               |  |
|--|------------------|-------------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>並びに確認書  | 事業年度<br>(第152期)  | (自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) | 平成29年6月26日<br>関東財務局長に提出。   |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類  |                  |                               | 平成29年6月26日<br>関東財務局長に提出。   |
| (3) 四半期報告書及び確認書  | (第153期<br>第1四半期) | (自 平成29年4月1日<br>至 平成29年6月30日) | 平成29年8月9日<br>関東財務局長に提出。  |
|  | (第153期<br>第2四半期) | (自 平成29年7月1日<br>至 平成29年9月30日) | 平成29年11月14日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府<br>令第19条第2項第9号の2 (株主<br>総会における議決権行使の結果)<br>に基づく臨時報告書      |                  |                               | 平成29年6月26日<br>関東財務局長に提出。   |
| 企業内容等の開示に関する内閣府<br>令第19条第2項第2号の2 (新株<br>予約権 (株式報酬型ストックオプ<br>ション) の発行) の規定に基づく<br>臨時報告書 |                  |                               | 平成29年9月11日<br>関東財務局長に提出。   |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書<br>平成29年9月11日提出の臨時報告<br>書に係る訂正報告書                                      |                  |                               | 平成29年10月2日<br>関東財務局長に提出。   |
| (6) 発行登録追補書類 (社債) 及びそ<br>の添付書類   |                  |                               | 平成29年10月18日<br>関東財務局長に提出。  |
| (7) 訂正発行登録書  |                  |                               | 平成29年6月26日<br>関東財務局長に提出。<br>平成29年8月9日<br>関東財務局長に提出。<br>平成29年9月11日<br>関東財務局長に提出。<br>平成29年10月2日<br>関東財務局長に提出。<br>平成29年11月14日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 3月28日

株式会社荏原製作所

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	屋	誠	三郎	㊞

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荏原製作所の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社荏原製作所の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社荏原製作所が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年 3月28日

株式会社荏原製作所

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	屋	誠	三	郎	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荏原製作所の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第153期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年3月29日

**【会社名】** 株式会社荏原製作所

**【英訳名】** EBARA CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長 前田 東一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都大田区羽田旭町11番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社荏原製作所大阪支社  
(大阪市北区堂島一丁目6番20号)  
株式会社荏原製作所中部支社  
(名古屋市西区菊井二丁目22番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 前田 東一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

なお、当社は業績等経営情報の開示のさらなる適時・適切化を図ることを目的として、平成29年6月23日開催の第152期定時株主総会において「定款一部変更の件」を決議し、決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、評価の基準日を12月31日に変更しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社36社、持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社21社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額及び質的重要性から5つの「重要な事業拠点」を選定しました。それらの売上高合計（連結会社間取引消去後）は、前連結会計年度の売上高の概ね3分の2になっています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月29日
【会社名】	株式会社荏原製作所
【英訳名】	EBARA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 前田 東一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社荏原製作所大阪支社 (大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社荏原製作所中部支社 (名古屋市西区菊井二丁目22番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 前田 東一は、当社の第153期（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。